

361
5

8 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10^{18m} 1 2 3 4 5

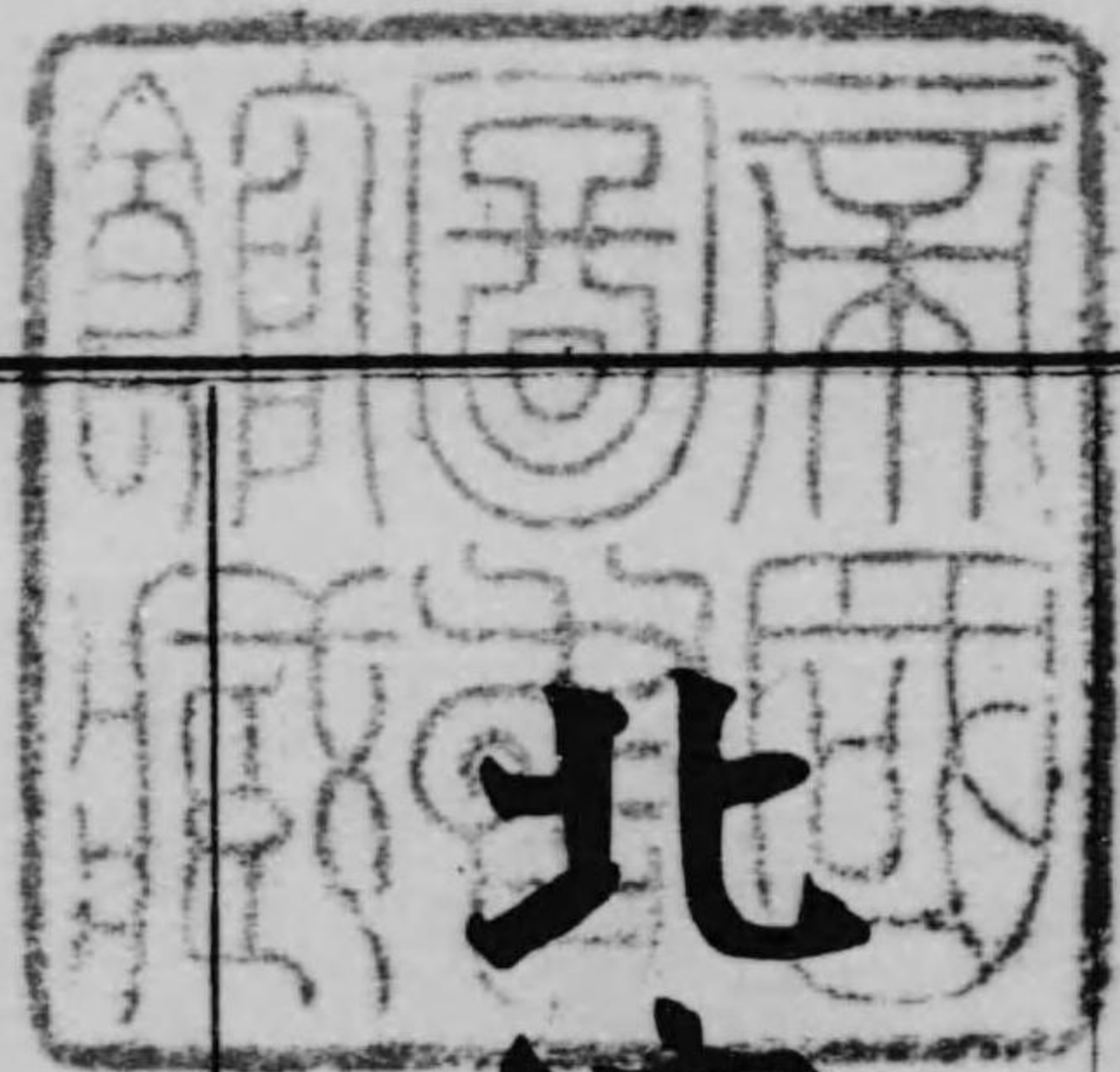
始



361
5

本

北濱と兜町



島本得一著

北濱と兜町

文雅堂書店蔵版

大正
5. 10. 19
内交

具本



自序

我邦の取引所は其實狀の世人に知悉せらるゝこと尠く、恰も別世界の觀を呈せり。然れども株式取引所の金融上須要の機關として、之を利用せんとする者の年々歳々増加せるは争ふべからざる事實にして、最近殊に此趨勢の顯著なるを認むるに足るものあり。しかも其實狀に至りては、依然暗中摸索の域を脱せず。余神戸高等商業學校に在るの日、商業學上重要な地位を占むべき證券市場の意外に閑却せらるゝを見て、竊かに之が研究の志を發し、大阪株式取引所の實務を調査して卒業論文に代へたり。爾來身を實地の研鑽に委ね、或は仲買店に就き、或は取引所に入りて、裘葛を易ふること茲に八、其間經驗し發明し得たること亦尠なからず、

然れども生來の驚鈍未だ其蘊奥を極むること能はざるを憾むのみ。頃者法令定款及細則改正後の取引所に就て、金融界に在る友人頻りに其實狀を質し來り、一々之に答ふるの煩に堪へざるものあり、書肆亦一書を著して世に問はんとを慫慂せしを以て、敢て自らを顧みず秃筆を呵して本書を成し、先づ取引所の實際を闡明するを目的とし、東西を比較し、議論を避け、叙述を卑近にして、以て俚耳に入り易からしめたり。本より研究中の産物、自ら慊焉たるもの多く、偶ま識者の嗤笑を買ふべきも、幸に世人の一顧を得、公共機關たる株式市場を了解せしむるを得ば、余が望足れり。若し夫れ取引所政策に至りては之を他日に期せんのみ。

大正五年晩秋

大阪株式取引所にて

著者

目次

第一編 取引所

第一章 取引所とは何か	一
第二章 取引所の種類	八
第一節 株式會社組織と會員組織	九
第二節 商品取引所と證券取引所	一七
第三節 取引所の役員	二五
第三章 賣買取引の種類と方法	二九
第一節 種類	二九
第二節 方法	三〇

第四章 定期取引

第一節 公債の定期取引……………三五

第二節 株式の定期取引……………三六

第三節 株式の定期取引開始……………四〇

第四節 単位と呼値……………四八

第五節 限 月……………五〇

第六節 税 金……………五三

第七節 證據金……………六〇

第八節 立 會……………七四

第九節 競 賣……………八三

第十節 値段の決定……………八五

第十一節 賣買の計算整理……………一〇五

場帳の整理——帳入値段の決定——帳入差金の計算——建落の決定——手
 數料の計算——賣買本證據金の徴收——建株の元帳へ登録——落玉の整理
 ——計算の結末

第十二節 指定落末利益落、及小口落……………一五四

第十三節 定期取引の結末……………一六八

第十四節 違約處分……………一六八

受渡違約——中間違約

第五章 直取引と延取引……………一〇七

第六章 仲裁判断……………二六

第二編 仲 買 人

第一章 仲買人とは何んなものか……………二九

第二章 仲買人の種類……………三〇

第三章 仲買人の資格……………三五

第四章 仲買人となる手續……………二四〇
第五章 仲買人の義務……………二四六
第六章 仲買人組合……………二五二
第七章 仲買店の組織及經濟……………二五六
 第一節 仲買店の店員……………二五七
 第二節 賣買注文の取扱……………二六四
 第三節 仲買人の收支……………二六八
 第四節 現物賣買……………二九一
 第五節 仲買人の思惑……………二九七
第三編 **定期取引の心得**
第一章 定期取引注文の仕方……………三〇四

第二章 株式の讓渡……………三一三
第三章 賣買の仕方……………三一〇
 第一節 投機株と放資株……………三一〇
 第二節 投機的賣買……………三二三
 相場が見込通りになつた時——相場が見込違ひになつた時
 第三節 放資的賣買……………三三九
 稍取り——實株繋ぎ
第四編 **相場の變動**
第一章 人氣……………三四九
第二章 變動の豫測……………三五二
第三章 足取表と相場の變動……………三五三

第四章 人氣の原因 三五五

第五章 材料の分類 三五七

第六章 相場の通信 三六一

附 録

株式取引所に於ける『バイカイ』に就て 三六三

大阪堂島市場の競賣買方法 三六五

附 表

最近十年間東西取引所株の昂低及受渡高表

目 次

北濱と兜町

島 本 得 一

第一編

取 引 所

第一章

取引所とは何か

取引所といふと大層六ツかしく聞けるが、實は青物市場や魚市場と云ふやうな、市場の進歩して秩序立つたもので、主として投機取引の行はれる所である。その市場が米穀を賣買する所であると、米穀取引所、株式や公債を賣買する所であると株式取引所である。併し政府は市場と區別して取引所法といふ特別の法律を以て、此等の取引所に其一地方では一ヶ所しか許さないとか、取引所でやつてゐる定期取引

取引所とは何か

や又は其類似の取引を取引所以外では不可ないとか、色々の保護を與へてゐる
それで同じ地方で同種類の物品を賣買してゐる市場があつても、一方が取引所なら
ば他方は單に取引市場といふに過ぎない。併し此市場でも仲々秩序整然としてゐて
却て同種の取引所よりも優れてゐるものもある。東京の蠣殻町の米穀取引所と、深
川の正米市場とが此好例である。

日本では少し徑路を異にしてゐるが、歐米各國とも取引所は市場の發達したもの
である。市場では其賣買が大抵現物賣買であるのは、今日の青物市場や魚市場、米
市場を見ても知れる。それが例へば米市場にしても、今年の秋に收穫する米を直
段が高いから夏に賣約束をしておくとか、今月産地から回漕してくる米を今日賣る
といふ風に、何時となく先物の賣買をするやうになつた。茲で投機といふものが發
生する。この投機が漸々盛んになつて來て、取引所といふものが出來たのだ、だか

ら今日の取引所での賣買の殆ど九分は投機取引であるから、學者は取引所を直ぐに
投機市場なりと云つて仕舞ふ。併し取引所では投機ばかりが行はれるのではない、
現物の取引も行はれてゐる。又近傍では取引所の相場や出來高などを標準とする
賭博が行はれてゐる。我邦では投機といふと一口に相場だと侮蔑し、投機に従事
して居ると云へば『相場師』として擯斥する。これは投機による成功不成功が自分
の努力よりも運命に支配せられる事が多いやうに見ゆるからでもあらうが、全くは
投機は不真面目のもの、必ず失敗するもの等の因襲的觀念や、俄かに金持になつ
て贅澤をするのに對して嫉妬的反抗心などによるものと思はれる。しかも今日の富
豪が其成功の徑路を辿つて見ると、取引所に關係せない迄も、投機によらない者は
殆どない。土地で儲けたとか、砂糖で儲けたとか、乃至は船成金だの染料成金だの
鐵成金だのといふ者は皆投機であることに心付かない、此等の成金中には全く運がよ

取引所とは何か

かつたといふの外ない者もあるのは事實である。すると必ずしも取引所に關係する
 ことのみが非難すべきでないと思ふ。云ふ迄もなく商賣の目的は安く買って高く賣る
 にあるのだ、即ち其間の差金を利せやうとするので、商品其物を得たいの、商品を
 買って子々孫々迄持ち傳へやうと云ふのではない、だから極端に云へば差金さへ儲
 ければ商品は如何でもよいといふことになる。かう云ふと結局商賣の眞髓といふの
 は差金を利得るといふに歸着する。此差金を利得るといふのは投機の生命であ
 るから、云ひ換へると投機は商賣のエキスであるといふ得る。商賣が悪い事でない
 以上、投機のみが悪いといふことは出来ない。其上、投機市場たる取引所がある爲
 めに物價の標準がわかり、價格の變動を少くする、のみならず、昨日の素寒貧が今
 日一躍富豪の列に入り得る、否少くとも入り得ると信せられるから、天下泰平の世
 の中に於て、社會主義だのといふ危険思想を幾分防止するようになる、若し徳川時代

の大名と百姓との如くに、今日の貧民は子々孫々貧民で地位向上の途が絶えてない
 と極まれば、眞面目に努力する者は無く、強い者は金持を擲き殺して盜賊をするこ
 か、弱い者は首を縊つて死んで仕舞ふ外はないのである。さうなれば社會の秩序は
 滅茶々々だ。

併し物には一利一害で投機には一面に合百や薄敷などの賭博が附随したり、又は
 買占賣崩のやうに物價を一時變動させる弊害はある、がモルヒネは毒になる代り藥
 としてもよく利く、要は其分量如何にあるのだ、此七加減が随分六つかしい。

取引所が市場から發達したものだといふのは外國の取引所であつて、日本のは前
 も述べた通り、全然徑路を異にして從來の市場を度外視して別に投機と現物取引と
 を合はした取引所が設けられたので、しかも其取引所たるや外國の模倣で、當時に
 あつては無用の長物といひ得るのである。其證據には我國取引所法の元祖たる明治

取引所とは何か

七年の太政官布告第七七號、株式取引條例の第一條第二項には

『日本政府ヨリ發行シタル或ハ將來發行スヘキ公債證書其他借金ノ證券ニテ讓渡ヲ公認シタル手形、官許ヲ得テ創立シタル商業工業ノ株式又ハ證券賣買ヲ許シタル抵當證書、鐵道、郵便、電信、瓦斯、水道、鑛山等ノ如キ諸會社ノ株式類等ハ皆此條例ヲ遵守シ株式取引所ニ於テ公ニ之ヲ賣買スル事ヲ得ヘシ』

と規定してある、文章までが氣の所爲か知らぬがバタ臭いやうに思はれる、勿論此條例は事實行はれず十一年に改正せられたが、當時鐵道、電信、瓦斯だのといふやうな會社は一つも無かつた、云はゞ從來市場の有無に頓着なく外國への体裁に中味のない取引所といふ外廓だけを机の上で製造して法律で干渉し人爲的に發達せしめたものだ、だから實際には不便の點が出来たりして、今日になつてもやれずキ取引だの、限月短縮だの、競賣買方法だの、取引所改善だのと、問題が絶々な

い、又米なり、綿糸なり、株式なりの取引所がある處には、多くは其以外に同種の市場が存在して、しかも年々發展しつゝある。米取引所に對して正米市場があり、綿糸取引所に對して綿糸先物賣買があり、株式取引所に對して現物市場がある、法律で束縛を受けてゐる取引所では此等を包容することが出来ない、元來取引所の直取引は現物賣買と同一性質のもので、現物賣買が繁昌するところから見ても直取引の盛んならぬ筈はないのであるが、事實はあまり行はれない、これは法律によつて制限せられた直取引と、自由な現物賣買とに甚しい逕庭がある故である、仍て直取引を現物賣買の實際に近似したものとしたら、大に繁昌するのは往年のデキ取引に前例がある。取引所外の市場で現物の先約なり受渡の繰延べなりをやることと（實際行つてゐるが）事實上定期取引と異なるない、否自由の點に於て數歩も優れた取引となる。だから極端に云へば、日本の取引所の獨占權といふものは此等市場の發

取引所とは何か

展につれて漸次破壊せられつゝあるのである。

第二章 取引所の種類

我邦で取引所を其組織の上から區別すると、株式會社組織と會員組織との二つになり、其賣買する物件から區別すると、證券取引所と商品取引所との二つになる。

此外に大連に重要物産取引所といふのが大正二年二月の勅令で出来て、六月から立會を開いてゐる。これは會員組織でも株式會社組織でもなく、取引所は官營で現物取引と先物取引との二種を行ひ賣買の擔保をせない。併し大連取引所信託株式會社といふのがあつて、此處で先物の賣買の擔保をする、其代り信託會社で身元保証金を預り、賣買證據金を徴収する。又信託會社へ身元保証金を納めた後でないといふ大連取引所で先物の賣買が出来ない、先物賣買をすれば必ず直に信託會社で擔保契約

をせなければならぬ事になつてゐる。要するに内地の株式會社組織の取引所から市場と計算整理の一部とを引離して之を官營とし、其株式會社の取引所を信託會社としたやうなものである。

第一節 株式會社組織と會員組織

株式會社組織（以下株式組織と略稱す）の取引所といふのは、取引所が株式會社であり株主が之を組織してゐるもの、會員組織といふのは、取引所が會員の團體で組織されてゐるものである。取引所法第五條には『取引所ハ土地商業ノ情况及賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織ト爲スコトヲ得』とあつて、両組織のどちらでも出来るのであるが、現在全國四十三の取引所は悉く株式組織で會員組織は大正五年三月廿日限り無くなつて仕舞つた。

取引所の種類

株式組織の取引所では取引所を組織する者は株主で、其取引所で商内する者は仲買人に限られてゐる、取引所は仲買人の賣買について賣買手数料を徴收して其收入とし、経費や積立金等を引いた残りを株主に配當する、株主は總會に出席したり配當を受けたりするばかりで、其取引所で賣買する事は出来ない。但し株主でも仲買人になれば商内の出来るのは勿論である。

會員組織であると取引所の組織者たる會員は其取引所で賣買することが出来る、がお客様の注文を取るには禁せられてある。會員以外の者でも其取引所の仲買人ならば會員組織の取引所で賣買は出来る、のみならず客の注文をも受けることが出来る。

此外兩組織の取引所の違つた處は(第一)取引所令第四條に「會員組織ノ取引所ハ營利ノ目的ヲ以テ手数料ヲ徴收スルコトヲ得ス」とあつて、會員組織では賣買に對して手数料を會員又は仲買人から取つても、市場の経費に充てる外それを配當

したりするとは出来ない。即ち株式組織のやうに儲け主義で手数料を徴收することが出来ないのである。市場の維持、雇人の給料其他の経費が手数料だけで足りないか又は全く手数料を取らない場合はどうするかといふに、會員からの醜金で支辨してゆくのである。此儲け主義で手数料を徴收するのとせないのことで、株式組織の取引所を營利的、會員組織の取引所を非營利的と區別することがある(第二)株式組織では取引所法第二十二條で、仲買人が賣買の違約をして相手方に損害を及ぼしたときには、其相手方に賠償をする責任があるが、會員組織では此責任がない、併し株式組織でも改正後は直取引と延取引とに就ては、定款で規定すれば此賠償責任を免れることが出来るが定期取引では絶対に許されない。之を學者は強制擔保制といつて居る。此強制擔保制は昔から取引所が負擔してゐたものではなく、以前は違約人の證據金と身元金限りで相手の損害賠償に充てゝゐたのを、明治十五年十二月廿七

日の太政官布告第六十四號で「取引所ニ於テ違約人ヲ處分スルハ其違約ニ依リ取引所ノ取引上ニ於テ失ヒタル利得ト蒙リタル損害トヲ其者ノ證據金及身元金ヲ以テ償ハシメ其者ヲ除名スルニ止ルヘシ而シテ仍ホ其損失ヲ償フコト能ハサルトキハ取引所ニ於テ其責ニ任スヘシ」と改正せられたのが初まりで、廿六年三月の改正にも依然として其儘踏襲せられたのだ。此強制擔保の結果が、今日八釜しい小口落や利益落を生ずるに至つたのだ。外國では皆會員組織であるから取引所で此んな責任を持つ所はない、併し別に信託會社があつて手数料を取つて、擔保をする國はある。株式組織の強制擔保制といふのに對して會員組織のを任意擔保制といふことがある。これは會員組織では賣買擔保をしては不可ないといふのではなく、會員が申合はせて積立を造つて擔保をするといふやうなことにしても、又別に信託會社などで擔保をさせてもよいからである。

強制擔保制の爲め、丁度取引所が連帶保證人のやうになり取引所から買ひ取引所へ賣ると同じ様な結果になるから、賣買をするのに相手方を選ぶ必要はなく、相手方が資産も信用もない人間であつても仲買人でさへあれば、後ろに取引所といふ資本數十萬圓、數百萬圓の連帶保證人が控れてゐるから、心配はない。隨て賣買が圓滑に敏速に行はれる利益があるかはりに、仲買人の人格、信用が永久向上しないといふ缺點がある。又證據金を引上げたり、市場の立會停止などで無謀の投機を防ぐ効能がある代りに、一方では相手方の良否を問ふ必要がないから、無謀な投機を試みさせる恐がある、或は實際ではないが理窟だけでは擔保に對する保険料だけ手数料が高くなるべき勘定だから、賣買者の負擔を増して着實な取引は市場を去つて仕舞ふ、なご、可否の議論が出て未だに決せない。取引所の改善問題といふのも洗ひ上げて見ると、大部分は強制擔保問題に歸着する。若し擔保問題の解決が付けば取

引所問題は殆ど解決が付いたものと云へる。尙注意を要するのは此強制擔保といふのも取引所が其取引所でした賣買に付て其仲買人に對して擔保するのであつて、其仲買人とお客との間の委託賣買までも擔保するのではない。尤も客から見れば、自分の委託による賣買が、取引所に建玉となつて残つて居れば、仲買人を通じて間接に擔保せられてゐる形にはなるが、間接である爲めに事實お客は取引所から何にも擔保せられる事はなく、全く仲買人の意志によつてどうでもなる。若し相手方の違約によつて、賠償を受けたとしても、受ける當人は賣買者即ち仲買人であつて、お客ではない、又客も『其賣買は自分の委託によるものだから賠償を仲買人にせずに自分に支拂はれたい』と、取引所へ申出でた處で、取引所は受付けない、必ず仲買人に渡す、これが當然の順序である。だから仲買人がお客に渡さず其賠償金を他を使用した場合には結局お客は何にも得る處がない。客と仲買人との間は全く信用

で成り立つてゐるのだから、お客も仲買人を選択する必要がある。手数料の割戻だとか、響應や贈物などに眩惑されて、つまらぬ仲買人に賣買を委託し、利益は元より元金をも、支拂停止をせられて、頻りに仲買人の不徳義を鳴らす人があるが、これ等の客は自業自得と云はなければならぬ。

今日各取引所で行つてゐる競賣買方法や轉賣買戻は、後章にも述べる如く、此強制擔保があつて初めて完全に行はれ得るもので、若し背後に強制擔保がなければ、競賣買方法や轉賣買戻は極めて不都合なものと云はなければならぬ。だから會員組織の取引所では一切競賣買方法と轉賣買戻とは許されない。(第三) 株式組織の取引所では政府に資本金の二割に相當する營業保證金を供託しておかねばならぬが會員組織では之が要らない。(第四) 株式組織の取引所では賣買手数料の一分五分を取引所營業税として毎月末日迄に前月分を納めなければならぬが、會員組織では

取引所の種類

營利でないから之が要らない。(第五)株式組織の取引所では資本金が十萬圓以上でなければならぬ、又資本金の半額以上で十萬圓以上の拂込を終らないと開業が出来ない、それで最小の取引所でも總資本十萬圓、全額拂込済か、總資本廿萬圓、拂込資本十萬圓かでなければならぬが、會員組織では此様な制限がない。

此外株式組織の取引所では定期取引の賣買の單位を米ならば百石、株式ならば十株、公債なら額面千圓以下にすることは出来ないが、會員組織では此様な制限はない此單位の制限が地方の小取引所にとつては頗る苦痛であつて、米取引所の百石を十石にしてくれと、取引所法改正後に随分運動したが、其結果は大正六年六月三十日迄五十石にする事が出来ることになつたのみだ。政府は是で地方の小取引所を整理する方針であらうと思はれる。併し棉花、綿糸、蠶糸等の賣買單位は營業細則に一任してあるから、其取引所で随意に定めて農商務大臣の認可を受ければよいのである。

第二節 商品取引所と証券取引所

取引所を更に其賣買する物件から區別して見ると、証券取引所と商品取引所とに分ける事が出来る。証券取引所といふのは株式や公債等の權利を表はしてゐる證書を賣買する處で、商品取引所とは米、棉花、綿糸、砂糖、等の澤山の需要供給がある商品を賣買取引する處である。商品取引所を物産取引所 (Produce Exchange) とも云ふ。我邦では商品取引所が三十四で、証券取引所が十であるから比例は約三と一との割合である。しかも証券取引所十の内で証券ばかりの取引所は東京、大阪、名古屋、博多、の四ヶ所で他の六ヶ所は兩方兼營である。それで純然たる証券取引所は全体の一割にも當らない。しかも皆株式組織である。

我邦の商品取引所で賣買してゐる物件の種類を見ると、大部分は米で、他の商品

取引所の種類

北濱と兜町

の兼營を加へて三十八ある。次が蠶糸で四ヶ所、棉花、綿糸、木綿で二ヶ所、其他茶、織物、海産物、砂糖、雜穀、鹽、肥料(魚肥、豆粕等)の取引所があるが、これは米又は證券と兼營になつて居り、且つ其賣買も皆無である。

左に明治廿六年取引所法發布後の取引所数の變遷と現在の取引所とを表にして示さう。

年次	取引所數			資本金			仲買人		
	株式組織	會員組織	米穀證券	株式組織	會員組織	株式組織	會員組織	株式組織	會員組織
廿六年	二	四	未	一、六五	一、千円	未詳	一、千円	八	八
廿七年	九	七	未	五、六八	四	未詳	一、九七〇	七	一五〇
廿八年	一五	八	未	五、八六	五	未詳	一、九八八	九	一七〇
廿九年	一八	七	未	七、七七	三	未詳	二、二八二	九	三〇八
三十年	二三	五	未	九、六五	一	未詳	二、三九九	二	七

年次	取引所數			資本金			仲買人		
	株式組織	會員組織	米穀證券	株式組織	會員組織	株式組織	會員組織	株式組織	會員組織
廿一年	二三	六	未	九、八三	二五	未詳	二、三〇一	二	一九
廿二年	二〇八	六	九	八、八三八	二五	七、六〇八	一、五五	三	九
廿三年	九六	六	六	八、三八七	二五	七、四九九	一、五二六	一八	六六
廿四年	九	三	六	七、七四四	二〇	六、九六	一、〇一九	四	二四
廿五年	六	二	四	九、〇七一	一八	八、六五〇	八	二	二
廿六年	五七	二	四	九、〇一一	七	八、六五一	八	四	二
廿七年	五	二	四	八、六二〇	六	八、二五〇	七	四	五
廿八年	五〇	二	四	八、三九二	二九	七、九三二	八	六	五
廿九年	五〇	二	四	二、八五一	三	一〇、二九一	九	六	五
四十年	四九	二	四	三、〇、二五	二	一〇、六六	一、〇七	八	五
四十一年	四八	二	四	三、〇、二八	三	三、〇三八	一、一五〇	八	五
四十二年	四八	二	四	三、三、五三	三	三、九六	一、二二	四	五
四十三年	四七	二	四	三、二、七	三	二、七、九八	一、一四〇	五	五
四十四年	四六	二	四	三、三、五〇	四	二、七、二八	一、一三一	六	六
大正元年	四	二	四	二、三、九〇	四	二、六、七八	一、二九	三	五

取引所の種類

北濱と兜町

大正二年	四	二	三	三	三	三	四	二	六	八	六	四	一	二	九	三	五
大正三年	三	一	三	一	三	三	六	未詳	六	未詳	九	六					
大正四年	三	一	四	一	三	四	六	二	六	八	九	六					
大正五年	三	〇	元	一	四	四	〇	二	八	三	〇	未詳	〇	〇	〇	〇	〇

備考 商品と証券とを兼營せる取引所あるを以て商品証券取引所數の合計は株式、會員兩組織取引所數の合計に一致せず。會員組織の取引所は悉く商品取引所なり。

全國取引所一覽表

(大正五年十月現在、仲買人現在員數ハ大正四年十二月現在ナリ)

取引所名	所在地	賣買物件	資本金額	同擔込額	同擔込額	同擔込額	身元保證金	仲買人員數	仲買人	理事長氏名
小樽	小樽區稻穂町	米	100,000円	25,000	25,000	25,000	5,000円	3人	高橋直治	
東京米穀商品	日本橋區蠣殼町一丁目	米、雜穀、蠶糸、鹽、肥料、海苔、棉花、木綿	3,000,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	10,000	6人	指田義雄	
東京株式	日本橋區兜町	有價證券	3,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	30,000	6人	男爵 郷誠之助	

京 都	京都府下京區市通院通船小路南入	有價證券	1,100,000	850,000	850,000	850,000	5,000	4人	田中源太郎	
大阪堂島米穀	大阪市堂島濱通一丁目	米	2,000,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	10,000	5人	高倉藤平	
大阪株式	大阪市東區北濱二丁目	有價證券	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	30,000	7人	島 德藏	
大阪三品	大阪市東區北久太郎町	棉花、綿糸、木綿	1,000,000	650,000	650,000	650,000	5,000	3人	今西林三郎	
横 濱	横濱市南仲通三丁目	蠶糸、製茶、織物、海苔、大豆、有價證券	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,000	7人	渡邊 修	
姫路米穀	姫路市市光源寺前	米	100,000	100,000	100,000	100,000	5,000	7人	大森與三次	
神戸米穀株式	神戸市兵庫本木通三丁目(米市場)同元町(米市場)(株市場)	有價證券	500,000	500,000	500,000	500,000	7,000	5人	元田丸 稔	
長崎米穀	長崎市西濱町	米	100,000	100,000	100,000	100,000	5,000	3人	脇山啓次郎	
新潟米穀株式	新潟市上大川前通十番町	有價證券	100,000	100,000	100,000	100,000	5,000	4人	鍵富徳次郎	
直江津米穀	新潟縣直江津町	米	100,000	100,000	100,000	100,000	5,000	3人	牧口義矩	

取引所の種類

北濱と兜町

長岡米穀株式	長岡市吳服町	米	有價證券	101,000	10	5,000	三	川上榮太郎
柏崎米穀	新潟縣柏崎町	米		100,000	50	5,000	一〇	山田順一
桑名米穀	三重縣桑名町	米		100,000	10	5,000	三	松平家晃
津米穀	津市東町	米		100,000	10	5,000	三	村山勳七
四日市米穀	四日市市新町	米		100,000	10	5,000	三	吉田常吉
名古屋米穀	名古屋米屋町	米		700,000	50	5,000	三	後藤安太郎
名古屋株式	名古屋南伊勢町	有價證券		1,500,000	25	5,000	四	鈴木惣兵衛
岡崎米穀	愛知縣岡崎町	米		100,000	10	5,000	三	八田中從義
豊橋米穀	豊橋市花田	米		100,000	10	5,000	三	白井直次
静岡米穀	静岡市上石町	米		100,000	10	5,000	三	安達健造

甲府米穀株式	府中市佐渡町	米	有價證券	100,000	50	5,000	三	平原傳八
近江米	大津市坂本町	米		100,000	50	5,000	三	西村伊亮
彦根米穀	滋賀縣彦根町	米		100,000	25	5,000	一五	七渡部九一郎
長濱系米	滋賀縣長濱町	生糸、米		100,000	25	5,000	一五	六杉本吉士
岐阜米穀	岐阜市三番町	米		100,000	25	5,000	二五	六武藤嘉門
仙臺米穀	仙臺市東四番町	米		100,000	10	5,000	三五	七木村一是
福島蠶糸米穀	福島市大町	米、蠶糸		100,000	25	5,000	二〇	五小杉善助
酒田米穀	山形縣酒田町	米		110,000	50	5,000	三〇	八加藤景重
鶴岡米穀	山形縣鶴岡町	米		110,000	50	5,000	三五	五平田富藏
金澤米穀	金澤市十間町	米		100,000	100	5,000	四〇	三西永公平
高岡米穀	高岡市御馬出町	米		100,000	50	5,000	三五	五木津太郎平

取引所の種類

北濱と兜町

富山米穀	富山市殿町米	100,100	三〇	五,000	三	八馬場道久
岡山米	岡山市上石井米	100,000	三〇	五,000	三	二五岩堂保平
廣島米	廣島市銀山町米	110,000	三五	五,000	三	七長沼藏藏
下關米	下關市米	100,000	五〇	五,000	三	六豐永和吉
和歌山米穀	和歌山市米	110,000	三〇	五,000	二	八辻野惣兵衛
松山米穀	松山市末廣町米	100,000	三五	五,000	二	一五高須峰造
博多株式	福岡市下鶴町有價證券	100,000	五〇	五,000	三	二〇中野實
佐賀米穀	佐賀市松原町米	100,000	五〇	五,000	三	七鶴田小太郎
熊本米穀	熊本市鹽屋町米	100,000	三〇	五,000	三	一八魚住友八
株式組織	裏一番町	100,000	三〇	五,000	三	
資本總額	三,四〇三,100					
拂込額	二六,三七1,100					
仲買人員制限數計	一,四四八					
現在仲買人	八〇九					

第三節 取引所の役員

取引所で賣買をする者は會員か仲買人に限られてゐるが、賣買をさせる者は會員又は株主の代表者たる役員である。

役員は理事長一人、理事二人以上、監査役一人以上で、會員組織の取引所では定款によつて會員中から、株式組織の取引所では定款によつて株主中から選舉して農商務大臣の認可を受ける。會員組織の取引所の理事長、理事は會員外の者を選擧してもよいが、株式組織では必ず株主中から出さねばならない。役員の任期は大阪でも東京でも二年としてゐる、これは二ケ年より延ばすとは出來ないのである、二年より短かい任期とするのは差支へない。

株主であれば誰でも役員になれるかといふに、そうは行かない。大阪株式取引

取引所の種類

所では理事長理事は百五十株、監査役は百株以上を所有してゐる大株主で仲買人でない者に限られるのである、東京株式取引所では役員になるには五十株さへ所有してゐればよいのである。東京の方が被選権ある株主の数が多いためだけ適任者を得られる譯で、財産が多くて株式を多く持つてゐる者が必ず役員に適任だとは云ひ得ないから、此範圍は東京のやうに廣くしておく方がよいと思ふ、併し事實は總會前に人選が定まるのであるから、結果は孰れにしても同じことになる。

家資分散や破産になり又は刑に觸れて其執行を終り又は執行を受くことがないやうになつてから五年を経過せない者は（取引所法十一條第三項參照）役員になれない、又仲買人との間に資金を供給したり、損益の分配の約束をしたり、其他仲買人と營業上特別の利害關係がある者は其取引所は勿論、他の同種類の取引所の役員となることが出来ない、若し役員になつてから此關係を結んだら失職となるか又は農商

務大臣が解職を命じ特別の利害關係を結んだ者は五千圓以下の罰金に處する。

仲買人は役員にはなれないが、役員が仲買人の免許を受けたときは役員職を失ふのである、理事長、理事が他の取引所の理事長又は理事の認可を受けたときも前の理事長理事の職を失ふのである、監査役は差支へない。

役員は使用人と同じく何人の名でも其取引所の取引物件に付ては其取引所で賣買をしたり、賣買注文をしたりするが出来ないのみならず、其取引所と同種の取引所でも賣買又は賣買の委託が出来ない、これを犯すと五千圓以下の罰金に處せられる。併し自分の腹心の者に賣買をさせたり、又は賣買の注文を出させたりして表面上何等の關係なくしてゐれば、容易に知れるものではないから、此規定は餘程嚴重に巧妙に取締らなければ實効は殆どないと云つても差支ない。

大阪では理事長理事は就任の日に其所有の取引所株百五十株（東京は五十株）を監査役に預ける之を信任

株と云つてゐる、これは中途で退職しても其事業年度の諸報告を總會に出して其承認を得た後でなければ返して貰へない。

理事長理事は理事會を組織して重要な事柄を議するので、理事長が議長になつて議事をやる。此理事會の決議で理事中から常務理事といふのを設けて日常の事務を處理させる。

現在大阪株式取引所では理事長一名、理事四名、監査役三名で、俸給は理事長理事合計五人で年壹萬貳千圓以内、監査役三人で、年千參百圓以内で、東京は理事長一名に理事五名、監査役三名で大阪よりは理事が一人だけ多いから俸給も理事長理事六名で年壹萬五千圓以内、監査役三名で年貳千四百圓以内と定めてゐるが、實際の支出は大阪は合計年九千六百圓位東京が壹萬五千圓位である。

第三章 賣買取引の種類と方法

第一節 種類

取引所で行ふ賣買取引は定期取引、直取引、延取引の三種に限られてゐる、定期取引といふのは其物件と代金との受渡をする日が三ヶ月以内の毎月末に定まつてゐる賣買で、其月の末に受渡をするものを當月限（又は當ツ、前）といひ、翌月末に受渡するものを翌月限（又は中物、中）と云ひ翌々月末に受渡するものを先月限（又は先物、末、先）と云ふ、一ヶ月経過して一日になると翌月限は當月限に先月限は翌月限になり、新たに先月限が出来る、此先月限の第一日を新直と云つて居る。直取引は賣買約定をした日の翌日午後一時迄に受渡をするもので、延取引は賣買約定をする時に、三日以上、百五十日以内で、受渡の日を定めて、約定するものである

賣買取引の種類と方法

定期取引と異なる點は定期では初めから受渡日を取引所で決定してあるが、延取引は賣買者が約定の時に随意に定め得るのである、故に或日の賣買の内一つは一月十日を、他は一月十二日を受渡日とする事が出来る、又定期は最長三ヶ月で、それより長期には出来ないが（棉花、綿糸は六ヶ月まで出来る）、延取引は最長百五十日即ち五ヶ月である、受渡の時刻は各取引所の營業細則で定められてあるが、大抵は定期は受渡日の午後三時限り、直と延とは受渡日の午後一時限りとなつてゐる。

第二節 方法

取引所が賣買を行ふ方法にも亦三種ある、即ち競賣買、相對賣買、入札賣買これである。

競賣買といふのは後章に述べる通り或特殊な方法で行ふもので取引所の營業細則

では左のやうに規定してある。

『競賣買は本所の定めたる順序に従ひ一銘柄毎に當月限、翌月限、翌々月限の三期に分ち賣方買方をして順次其値段を競合はしめ數量及値段の合致したるときに價格を以て決定し之を各自の約定値段として場帳に登録するものとす云々』
競賣買の特長は賣買豫約（手合せ）をした時の相手方は必ずしも終局の相手方で

はなく、結局は賣方といふ一團と買方といふ一團になつて仕舞ふことである、例へば甲仲買人が市場で乙仲買人に或株を十株賣る、乙仲買人は相場の傾向が不利と見て、未だ値段の決定しない内に丙に同株十株賣つたとすると其後に値段が決定して總ての賣買が此値段で約定せられたとなつても、乙は全然賣買せなかつたととなり、賣方甲と買方丙とが相對するやうになるのだ。

相對賣買は仲買人が互に相手方を求めて賣買するので、賣買約定をした時の相手

賣買取引の種類と方法

方は終り迄變らない、通常世間でいふ賣買はこれである、吾々が八百屋から野菜を買ふのも皆相對である。

入札賣買は入札賣と入札買とに分けられる、いづれも其銘柄個數及受渡期日を揭示して、豫定の時刻に入札賣ならば買方に記名式で價格と個數とを入札させ、開札の上で其最高價のものから漸次割當て、入札買ならば反對に賣方に記名で値段と個數とを入札させ、其最低價のものから漸次に割當て、ゆくのので、之を場帳に登録した時に賣買成立するのである。

此外に大正四年七月までは糶糶賣買といふのがあつた、此方法は入札賣買と同じく賣主が定まつてゐて、買主を求めるか、又は買主が決まつてゐて賣主を求めるので、入札の代りに一定の時刻に賣手又は買手に値段を糶らせるので、糶賣は最高價を附けた買手を買主とし、糶買は最低價をつけた者を賣主とするのである、此方法

は昔から行はれたことがないから、改正の際に廢止になつた、入札賣買も餘り行はれないが、仲買人の違約處分(中間違約)の時に入用があるから残されてあるのである。

以上の如く賣買取引にも其取引をする方法にも三種宛あるから、此種類と方法を組み合はせると左の通り九種出来る、

定期取引 (競賣買、入札賣買、相對賣買)

直取引 (競賣買、入札賣買、相對賣買)

延取引 (競賣買、入札賣買、相對賣買)

此内直と延との競賣買は取引所令第十一條で禁せられてある、其上、定期の相對と定期及直の入札賣買と延の全部とは行はれないから、現在やつてゐるのは定期の競

賣買取引の種類と方法

賣買と直の相對賣買とである、殊に定期の競賣買が最も盛であるから、取引所の賣買と云へば定期競賣買に限られてゐるかの觀があり、延いては定期取引といへば競賣買でなければならぬやうに思はれるに至つたのだ、が、實際は競賣買に限つたものでもなく、相對でも入札でも差支へがないのであるが、轉賣買戻といふ便法は取引所令で定期競賣買に限つて許されてゐるので相對や入札賣買では轉賣買戻が出来ない。又會員組織の取引所では轉賣買戻は全く出来ないのである。

以下實際行はれてゐる定期競賣買と直取引の相對賣買とを述べて見やう。

第四章 定期取引

定期取引には公債の定期取引と株式の定期取引とあるが、前者は頗る振はない。ホンの申譯ばかりで、大阪では或仲買人間に僅少の賣買があるのみで、隨て賣買高も株式に比べると九牛の一毛である。今最近十年間の株式と公債との定期取引出來高を示すと左の通りである。

年次	大阪		東京	
	株式	公債	株式	公債
明治廿九年	六、〇四、七九五	一、八七七	三、八〇、六二〇	二
同 四十年	六、二二、六五〇	四、八〇一	三、〇三、二〇〇	一四、三九九
同 四十一年	五、九〇一、七九〇	一、〇二二	九、六八、五三〇	七八
同 四十二年	九、七〇、八〇〇	三、四、二二三	一一、三八、三九〇	〇
同 四十三年	九、〇八、五三〇	二、九、六二〇	一〇、八九、二二〇	〇

北濱と兜町

同 四十四年	八、五九一、一七〇	一五、〇〇〇	一〇、八三四、六〇〇	〇
大正元年	九、四九八、八〇〇	一三、七〇一	一三、三九一、三〇〇	〇
同 二年	六、二五六、三〇〇	一三、一三三	九、八五〇、七九〇	〇
同 三年	六、五六一、五〇〇	九、三五一	八、四六九、六四〇	〇
同 四年	二、五三三、七〇〇	八、八八四	一九、五三六、八〇〇	〇

第一節 公債の定期取引

公債と云ふうちには政府が発行した國債と府縣市町村で起した地方債とが含まれてゐるが、市場では時とすると會社が発行した社債までも公債の内に入れて居ることもあり、又國債だけを公債と云つて、地方債を市債と云つて居ることもあり、其範圍が曖昧な場合がある。本書では特に國債とか市債とか社債とか斷らない限りは公債といへば全部を指すものとして用ゐておく。

大阪では公債の定期取引は株式と異つて一ヶ月の短期間で毎月五日限、十五日限

廿五日限の三期に分けてゐる、五日に其月五日限の受渡が済むと、六日からは翌月五日限が立つ、十六日からは翌月十五日限、廿六日からは翌月廿五日限が立つ勘定である。六日、十六日、廿六日が休日に當つたときは其翌日から立てる、又受渡日が休日であると其前日に繰上げる。

立會は毎日前場後場の二回に分ち各期日の前日迄立會ふ、其單位は額面千圓之を株式に對して十枚といつて居る、呼直即ち賣買をする時に云ふ値段は額面百圓に付何程とするのである。受渡時限は當日の午後三時である。

元來公債は現物の取引を便とするので、市中の現物屋で盛んに賣買せられるのみならず、値段の變動極めて微少で投機を試むる興味がなから敢て定期取引の必要を感じない、唯稀れに現物屋の店に澤山の買物が出て來て、自店に不足な場合などに定期で買ふことがある位が關の山である、之れが不振の原因で大阪などは昨今賣買

定期取引

皆無である、東京でも數年前から定期の公債は賣買が皆無だ。

東京の公債定期取引は大阪と同じく短期取引ではあるが、受渡は毎火曜日限りの三期としてゐるから、最長廿一日で大阪よりも短かい、立會は前後場の二回で受渡の前日迄立會ふ、單位や呼直は大阪と同様である。

現在やつてゐる銘柄は、大阪では一回四分利、二回四分利、特別五分利、甲號五分利の國債である。此外大阪市の築港、水道、各種事業、電氣鐵道、整理の五種市債と、勸業債券貯蓄債券との二社債があるが孰れも賣買は一枚もない。東京では帝國五分利、舊公債、特別五分利、甲號五分利、第一回、第二回四分利、朝鮮事業費國庫債券、鐵道債券の外に支那鐵道公債や東京市の電氣事業公債、大阪市の築港、水道、其他の市債、長崎市の水道港灣公債、それに勸業債券、貯蓄債券と興業銀行の興業債券、東洋拓殖會社の拓殖債券を賣買するとはなつてゐるが、國債など

は直取引で行はれて定期には賣買皆無である。

第二節 株式の定期取引

これが日本の取引所の賣買の大部分であるが、米のやうな商品は兎も角、株式や公債に定期取引は果して適當なるものかどうかは問題である。著者は寧ろ直取引で嚴重なる監督の下に繰延べをも許すがよい、定期取引は有價證券のやうな銘柄賣買でしかも貯藏にも運搬にも費用を要しないものには不適當だと思ふ、商品殊に米などの天産物であると收穫期の都合があつて、先限で賣るとか買ふとかする必要上限月制度の必要もあるであらうが、有價證券は寧ろ性質から云つても、直取引で何時でも賣り又は買はれ、時には資金の都合やら株券の都合で繰延べられ隨て投機も出来るといふやうなのが至當だと思ふ、勿論附隨した弊害も出てくるであらうが、可

成之を除去する工風をしたらよと思ふ、外國では株式に定期取引といふものがない、と云つて人情風俗の違つた日本で、外國の通りにせよといふのではないが、我國では米穀取引所より以後に株式取引所が出来た爲めに、賣買方法までも米穀に倣つて行ひ、當初は株式の種類も二三に過ぎなかつたから、別に差支もなく今日に至つたので、世間でも因襲に囚はれて此方法が當然で、此以外良法なしと信じ切つてゐるらしく、近年漸く定期取引の不便から直取引に移らうとする傾向の見ゆるにも拘はらず直取引の繰延や差金取引の禁止をして、二葉の内に枯らして仕舞つた、が尙ほ此根は死に切らないで、相對賣買の名の下に、姑息な繰延のやうなことをやつてゐる、之れは却て弊害がありはせまいか。

第三節 株式の定期取引開始

株式を定期取引にかけるには取引所で勝手に取極めて勝手に賣買させるとは出来ない。先づ其株式會社から賣買の請求があるか、又は市場で賣買させたいと思ふの取引所から其會社に賣買請求を勧誘して會社が内諾すると、仲買人組合の意見を聞き、異議がないときには其會社に株式賣買請求書といふ書面に登記の謄本、考課状、承諾書を添へて取引所へ差出させる、取引所では其會社が二年以前の設立（合併した場合には合併前の經過年数を加算する）で、拂込資本金が五十萬圓（東京、大阪は百萬圓）以上であるかを調べて、此條件に合格した時は賣買開始認可申請書に其會社の最近二決算期の考課状及承諾書の寫（特約あるときは其特約書の寫）を添へて、農商務大臣に認可を申請する。

賣買開始の認可があると、取引所では其開始の日を定めて市場に掲示し、且つ農商務大臣に報告して其日から立會を初めるのである。

北濱と兜町

賣買請求書と承諾書とは大体左のやうなものである。

株式賣買請求書

一當會社株式

五萬株

資本金

貳百五十萬圓

株式總數

五萬株

壹株ノ金額

五拾圓

但壹株ニ付金參拾圓拂込濟

大正五年五月一日何々區裁判所ニ於テ登記濟

右當會社株式ヲ貴所ニ於テ賣買舉行相成度別冊定款拾冊最近ニ決算期ノ營業報告書各拾冊現在ノ財産目錄、貸借對照表及當事業年度ノ收支豫算書各壹部登記簿本貳部株券何枚(貴所備付見本用)並ニ承諾書相添此段請求候也

大正 年 月 日

東洋殖産株式会社

取締役社長

慾野

深圃

社印

株式會社何々株式取引所理事長 山尾春造殿

收入印紙
參錢

承諾書

貴所ニ於テ當會社ノ株式ヲ賣買取引相成候ニ付テハ當會社ハ左ノ件々ヲ約諾仕候

一、左記各項ニ異動ヲ生ズルトキハ貴所ニ於ケル定期取引ノ取組ナキ限月以降ノ日ニ於テ實行ノ期日ヲ

定メ其旨豫メ貴所へ通知スベシ

一、資本金總額

四、利益金配當期

二、壹株ノ金額

五、營業ノ目的

三、各株式ニ對スル拂込金額

二、當會社ノ都合ニ依リ貴市場ニ於ケル賣買取引ノ中止ヲ請求スルトキハ貴所ニ於ケル定期取引ノ取組

ナキ限月以降ノ日ニ於テナスベシ

定期取引

- 三、當會社ニ於テ他ノ會社ト合併又ハ任意解散ノ決議ヲ爲サントスルトキハ貴所ニ於テ定期取引ノ取組ナキ限月以降ノ日ニ於テ其實行ノ期日ヲ定メ其旨豫メ貴所ヘ通知スベシ
- 四、當會社ニ於テ増株又ハ社債懸募ノ先取權ヲ株主ニ與フルトキハ貴所ニ於テ定期取引ノ取組ナキ限月以降ノ現在株主ニ對シ之ヲ與ヘ其旨豫メ貴所ヘ通知スベシ
- 五、當會社ノ株券記名書換ノ停止ハ新聞廣告ト同時ニ貴所ヘ報告スベシ而シテ其停止期限ハ貴所ノ受渡期日ニ涉ラシムルコト無カルベシ
- 六、株券記名書換停止後三日以内ハ貴所受渡ニ係ル證明アルモノニ限り停止前ノ日附ヲ以テ書換ヲ爲スベシ
- 七、當會社ハ〇〇市内(取引所々在地)ニ於テ株券名義書換ノ取扱ヲ爲サルトキハ便宜同市内ニ株券名義書換取次所ヲ設置シ之ヲ貴所ニ通知スベシ
- 八、株主總會ノ議案及開會ノ日時場所ハ株主ヘノ通告ト同時ニ貴所ヘ通知シ其決議ノ事項ハ閉會後直ニ之ヲ通知スベシ又貴所ニ於テ議事(秘密會議ヲ除ク)ノ傍聴ヲ望マルトキハ之ヲ許諾スベシ
- 九、毎事業年度報告書、財産目録、貸借對照表、損益計算表、株主姓名表ハ決算期毎ニ之ヲ貴所ヘ送付スベシ
- 十、當會社ノ株式中裁判所ヨリ記名換停止ノ命令アルカ若クハ株主ヨリ記名換ノ停止又ハ株券ノ紛失、

減失等ノ届出アリタルトキハ速ニ其株主ノ姓名並ニ株券記番號等ヲ貴所ヘ通知スベシ

十一、貴所ノ受渡ニ係ル當會社株式ニシテ株券ノ分割ヲ要スル場合ニハ分割請求ノ委任狀ナキト雖モ株式名義書換ノ委任狀ニ依リ分割ト同時ニ書換ヲ爲シ新券ヲ交付スベシ

大正 年 月 日

東洋殖産株式會社

取締役社長 愼

野

深印

株式會社何々株式取引所理事長 山尾春造殿

賣買を開始しても其會社が他の會社に合併したとか又は破産の宣告を受けたとか
其他取引所の必要によりて其賣買を中止又は廢止することがある。又時には其會社か
ら増資とか減資とか其他の都合で一時中止を請求してくることもある。此等の場合は
取引所は市場に揭示して農商務大臣に報告する。

斯のやうにして一時定期取引が行はれても、需要供給が尠いと何時の間にか取引

定期取引

が無くなり、事實上中止のやうな姿となる。大正四年十一月末に以上のやうな手續を経て、定期取引にかゝつてゐる株式会社は大阪では百十六社で其内新株をも賣買してゐるから合計百五十三種に上つてゐる。此内中止が十社十一種あるから差引百四十二種の賣買物件がある。

其内で日々賣買せられて新聞の相場欄を賑はしてゐるのは平均約五十種位で差引五十種ほどは自然に中止せられたことになる、東京でも百七八十種（中止を除く）の内日々賣買があるのは七八十種で、差引約百種は賣買が行はれない、此賣買が出来ない株はごう云ふ種類のものかといふと概して、

(一) 其會社の基礎が極めて堅實になり収益力にも甚しい變動がなく、毎年略ぼ定まつた配當をするやうになつた株か、

(二) 其會社の經營が拙で、利益は擧がらず損失が續いて三文の價値もなくつたや

うな株で、

賣買の多いのは其會社が海のものとも山のものとも分らず、俄かに儲かつたり又俄かに損をしたりするやうな、収益力が未知數の會社の株である、取引所株が此好例である、次に資本が多くて株式數の多いのも自然に賣買が出来るが、到底前者のやうに繁昌しない。大正四年下半年期間と五年上半年期間に賣買出來高の多い株から數種を擧げて見ると、(大阪)

	四年下	五年上
大阪株式株	三、三三三株	一、五九九株
東京株式新株	一、六〇二	八九六
南滿洲鐵道新株	一、二〇五	四六五
大阪商船	八八八	一、〇〇〇
全新株	三三三	一六三
日本郵船株	三三二	五八五
定期取引		

いつの場合でも取引所株が一番である。これで見ても定期取引が大部分投機であるといふ事實がわかる。

第四節 單位と呼値

單位といふのは定期取引で賣買の出来る最小限を云ふので單位未滿の賣買は定期取引で出来ないと同時に、單位以上でも必ず單位の倍数でなければならぬ。直取引や延取引には單位の制限がない、賣買の都度に賣買者が定めるのである、併し實際は豫め申合はせて單位を定めておく。

株式の定期の單位は十株で東京大阪とも同様である、之を市場では十枚と云つてゐる。此單位は取引所の營業細則で定まるのであるが、取引所でも十株以下に下げ

ることは取引所令十三條で禁せられてある。(公債の定期の單位を額面千圓以下にするとも同じく禁せられてある)

十株が單位であるから、五株や九株の賣買は出来ない、又十株以上でも十五株や十六株の賣買は出来ない、必ず十、廿、三十、四十、五十、百、千といふやうに十株の倍数でない定期で賣買が出来ないのである。

單位は十株としても賣買の際に口で云ふ値段は何株の値段であるかを定めておかなければ、甲は十株全部の値段を云ひ乙は自分が買はうと思ふ二十株全部の値段を云ふやうでは、高いのか安いのか、値段が行き合ふてゐるか否か、咄嗟に分らない。此口で云ふ値段と呼値といつて、これは東京も大阪も一株(公債では額面百圓)に對する値段と定めて居る。その上値段は拾錢位止めで錢位をつけない

單位の沿革を調べて見ると、大阪では明治十二年一月六日から當所株の賣買を初めたが、此時は百圓券一

株単位であつた、其後銘柄も多くなり額面も貳拾五圓だの五拾圓だの種々になつたから、堂島、大阪系綿木綿（現今の三品）當所の三取引所株だけを一株単位と、他は五株単位としてゐた、日清戦後の廿八年四月廿五日からは従来の五株を十株に改めたが、一株単位のものには依然として据置いたので單位は十株と一株との二種であつた、處が三十年四月一日から大阪系綿木綿取引所株だけを五株建にしたので單位は三種になつたが、三十四年十月四日から先限を元の通り一株單位に戻した、翌年の三月一日から、取引所株の先限を全部五株單位に改め、日露戦争の三十九年四月から、更に六月以降十株建として茲に全部が十株單位に統一せられた、處が翌年の三月限から大阪商船株と關西、山陽、九州、中國、京都、阪鶴の六鐵道株の單位を五十株に引上げたが、矢張り大に過ぎたこと見れて同年の十月限から大阪商船株を元の十株に改め、其他の六鐵道株をも四十一年八月廿八日から十株に引下げて今日のやうになつた。

第五節 限 月

限月といふのは受渡をする日のある月を云ふので、五月限といへば五月の三十日（三十一日が休日でないとして）に受渡をするものである、其賣買は三月前の一日か

ら初まるのであるから、毎月必ず三つの限月がある譯である、例へば六月ならば六月限、七月限、八月限の三つが立つ、それで其六月限を當月限（略して當限、當、當ツ、前とも云ふ）、七月限を翌月限（中限、中物、中）八月限を翌々月限（末限、先限、末物、先物、末、先）といふのである。

賣買取引をする日限は六月限といふても三十日迄立會つてゐるのではなく、東京では受渡日の前日、大阪では受渡日の前々日の前場限りである、だから月末から東京では三日前、大阪では四日前になる、尤も月末に休日が入ると其日數だけ繰上げられる、十二月だけは受渡日が廿五日で納會が廿三日（東京は廿四日）である、その内で鐘ヶ淵紡績のやうな紡績株の内には決算月の限月に限りて受渡が廿三日限になり、最終の賣買日が廿一日か廿二日になるものがある、これは同社の決算が六月十日の廿五日限りで廿六日から總會のすむ迄株主名義の書換を停止するから名義書

定期取引

換の都合上繰上げるのである、此最終の賣買日を納會日と云ひ、十二月の納會日を大納會日と云つて此日は總ての株の値段をつけるといふ習慣がある。

納會日の後場は休會する、これは納會日以後には當月限の賣買がないから、此日に残つた當月限は是非とも受渡をせねばならない株である、これを整理して受渡準備の爲めに市場へ揭示する必要があるのでそれらの準備に後場を休むのである。納會日が東京と大阪とで一日違ふのは前に云つた通りだ。

序に限月の沿革を調べて見ると大阪では明治十二年の一月から當所株を賣買したが、此時は當月限だけでしかも立會は毎六の日の月三回であつた。同年の五月からは限月を當中の二限とし立會も月四回の毎土曜日といふことになつた。翌年の十一月廿二日政府の許可を得て現在の通り、當、中、先の三限月となつたのである、十四年の五月に當株の立會を二限に改めたともあるが、八月からは従前通り三限立會として今日に至つたのだ、其内三十六年六月から十月末までは、限月短縮令で、當中の二限になつて別に三ヶ月後の各廿日限り、例へば六月に七、八、九月の各廿日限りといふやうな、延取引を以て先限に代用したことがある。

法令の方面で見ると明治七年の株式取引條例では「賣買ノ約定ハ十五日並ニ月末ノ日ヲ以テ仕切日ト定メ

四仕切ヲ論ユベカラズ云々」さあるから最長二ヶ月となるのだ。此條例は時勢に適さないもので十七年五月に改正せられ「取引所ニ於テ爲ス所ノ賣買取引ハ現物ト定期ノ二様ニ分チ必ず現物ノ受渡ヲ爲スベシ、但三ヶ月ヨリ永キ定期ノ約定ヲナスベカラズ」と規定して限月を三ヶ月とした、廿六年三月の取引所法改正の時に勅令七十四號で定期取引は最長三ヶ月とせられたが、三十五年六月に有價証券は最長二ヶ月に改めた、併し取引所の反對運動が効を奏して翌年の八月に元の通り三ヶ月に改められ、大正三年九月の改正にも依然として其儘になつたが、棉花、綿糸、蠶絲だけは農商務大臣の認可を受けて最長六ヶ月に延長する事が出来るやうになつた。

第六節 税金

取引所には政府が法律で一地區内には一箇所しか許さないといふやうな獨占權を與へて保護してゐる、それで、東京大阪のやうに年に百萬圓、百五十萬圓の手續料収入があり平均年一割以上の配當をするといふ頗る有利な立場に在るだけ、政府も遠慮なく高い税金を課する、大正三年の改正前には定期取引に對して取引所税とい

定期取引

ふ一種類だけで取引所から毎月廿日迄に前一月分を納める事となつてゐた、其税額は商品、株式、社債は各約定代金高の百分の十二で、市債等の地方債は百分の五、國債は無税であつた、尤も此税金は手數料に籠められて、仲買人に轉嫁せられ仲買人は更にお客の懐から出させてゐた（自己の賣買は自分が出すと勿論なり）、此時代には取引所の實收が相場場の居る處によつて絶えず變つてゐた、それは取引所の定期の手數料は帳入値段が十圓未満何錢、十圓以上廿五圓未満何錢、廿五圓以上五十圓未満何錢といふ風に區切つて定めてある、假りに廿五圓以上五十圓未満を十錢とする、帳入値段が廿五圓のときも四十九圓九十錢の時も同じく十錢の手數料を取るが取引所税は廿五圓の時は三錢で四十九圓九十錢の時は六錢弱である。（舊取引所税法では賣買各約定代金高百分の十二個としてあるが實際は計算の便宜上帳入値段を以て約定値段とする旨を營業細則で定めて、之を基礎として計算し各目の約定値段は顧みなかつたが、大正三年九月の改正からは各個々

の約定値段を基礎として計算してゐるから取引所では人知れぬ手數を夥しく殖した）故に相場場の居る處で同じ十錢の手數料でも取引所の實收は七錢から四錢迄の間で異動する、處が大正三年の改正で九月一日から取引所と取引所營業税との二種になり、取引所税は仲買人が負担し、取引所は取引所營業税として定期、直及延取引の手數料收入の一割五分（府縣市町村の附加税を加へると一割八分になる）を政府に納めるだけになつたから手數料收入の八割五分は確實に得られるのである。（延取引は現在行はれないから、此手數料收入は皆無であるが、將來行はれるやうにでもならば全くと營業税をかけるのである）其代り仲買人は取引税が賣買約定代金高の百分の五で、客から取る委託手數料は以前の通り廿五圓、五十圓、七十五圓等の區切りを置いて其區切りの間は同額である爲めに以前の取引所と同じ様な破目に陥つてゐる。

現行の税金を一層詳細に述べると、

定期取引

(一) 取引所營業稅 これは取引所から政府に納める間接國稅で、前一ヶ月の手續料収入高を毎月十日迄に稅務署に申告し其割五分を月末迄に納める、取引所が此申告を忘つたり又は詐つたりしたときは、百圓以下の罰金又は料料に處せられる若し脱稅したときは脱稅高の三倍で最低百圓の罰金又は料料を徴収せられるのである。會員組織の取引所は此營業稅を出さないとは前に述べた通りである。

(二) 取引所營業稅附加稅 これは其取引所のある府縣と、市又は町村から、(北海道と沖繩とは區から)取引所に對して附加して取る税金で、本稅即ち取引所營業稅の割以内に限られる、それで府縣から割、市町村から割、合計割以内の附加稅となる勅定である、勿論、府縣なり市町村なりで五分しか取らなくつても又全然取らなくつても隨意であるがそれ程寛大な府縣や市町村も尠いから、マア全部割は取られるものと覺悟せなければならぬ、であるから取引所では營業稅が収入手續料の割五分と附加稅が本稅の割(即ち収入手續料の三分)合計割八分を税金に出して残りの八割二分が實收となるのである。

(三) 取引稅 これは定期取引に對して課する税金であつて賣買した者即ち仲買人が政府に納めるので、取引所は唯其取次をし且つ政府に對して保證人の地位に立つばかりである、此稅を納める義務のある者は仲買人であるから、稅務署では屢々仲買人の帳簿書類を檢査して脱稅を防いでゐる。

取引稅は定期取引の建株だけに課せられるもので、直取引や延取引、又は定期でも轉賣買戻となる分には

不要である、稅額は地方債、社債は約定代金高の萬分の二、株式と商品とは萬分の五である、(社債は以前は株式と同率であつたが、改正後は地方債と全様になつた、これは當然である、又濟國公債のやうな外國の國債は株式と同率である)

取引所で取引稅の計算は前々日帳入の場帳で銘柄限月毎に賣買總株數に約定價段を乗じた賣買總代價を算出して之を賣買高で除した一株平均の價段を出して之を課稅標準價段とする、(錢位四捨五入)、之れに各仲買人の其帳入日の建株數を乗じて賣買約定總代金を出し、其仲買人が賣買した總ての約定總代金の合計の萬分の五を取引稅額として翌朝手續料等と共に豫納させる、之を一ヶ月分纏めておいて翌月末日迄に稅務署へ取次いで納める、仲買人は毎月初めに前月分の定期取引の賣買約定代金高を第一種地方債及社債、第二種株式に分けて記載した申告書を取引所に差出し取引所は之を調べて間違なくば其旨を附記して十日迄に稅務署に差出し、稅務署から納稅告知書が來れば仲買人に配布して月末迄に預かつてあつた稅金を納めるのである。

取引稅に就ては取引所は保證人となつてゐるから、仲買人が納めなかつたときは取引所から代納し其仲買人の身元保証金其他の預り金から引去り尙不足があれば追求をる。

仲買人が毎月の申告を怠つた時は百圓以下の罰金又は十圓以上の料りに處せられ脱税した時は最低百圓で脱税高五倍の罰金を直に徴收せられるといふ制裁がある。

茲に問題になるのは仲買人が客の委託注文を呑んで取引所へ出さなかつた場合には、取引税の脱税となるか否やといふことである。元來取引税は取引所でした賣買に對して課するもので、此場合は取引所で賣買をせないから、納税の義務がない、隨て脱税とは云へない、唯取引所法第二十五條の違反で三ヶ月以上の營業停止が又は除名せられるのみである。で、以前は脱税行為といふ點で罰せられることはなかつたが新法では此場合も脱税と看做して委託者との約定代金を賣買約定代金として其脱税高の五倍の罰金(最低百圓)を取ることになつた。

大正三年の税法改正で軽減せられた割合を見ると、以前は取引所税一種で萬分の十二であつたのが改正後は取引税と取引所營業税とに分れた、取引税が萬分の五で取引所營業税が萬分の一に當る見込(實際東京は一・四、大阪は〇・七位に當る大正五年上半期大阪では取引税が六四八、貳壹六圓取引所營業税が八七、五六壹圓だ)であるから合計萬分の六となり、

約半額の減税となつたが、一方呑の取締を嚴重にした爲め取引所での賣買高が殖ねて總稅金額は却て増加した。(政府の豫算では四百四十萬圓に對して八千四百九十圓の減少にしなければならないといふ議會に於ける政府の言明であつた)此等の税金は結局お客か仲買人か拂ふことになるが、減税の爲めに大阪も東京も取引所の賣買手数料を引下げたが、委託手数料の方は僅かしか引下げない、大阪では一厘も引下げないで、取引所の賣買手数料だけは東京よりもウンと引下げた、今賣買高の多い百圓以上百五十圓未満の手数料で比較して見るに左の通りである。

東京	舊 拾貳錢八	新 八錢壹	委託手数料	舊 五〇錢	新 四九錢
大阪	舊 七錢貳	新 五錢參	賣買手数料	舊 四貳錢	新 四貳錢

※本建及即日の手数料平均より取引所税平均を除きたる純取

だから大阪では減税の恩惠は仲買人のみが享けて取引所も客も一厘も利益してゐな

いとなつてゐる、之れは以前から東京に比して安かつた所以でもあらう。

第七節 證據金

通例證據金といへば賣買證據金と委託證據金の二種がある、委託證據金といふのは客から仲買人に差入れる委託契約履行の保證金で、賣買證據金といふのは仲買人が其建玉に對して取引所に差入れる賣買履行の保證金である。大正三年九月の改正前には此區別がなく皆賣買證據金と云つて、客から仲買人へ差入れる額も、仲買人から取引所へ差入れる額も同一であつたから、客から預かつた證據金は必ず取引所へ差入れなければならぬやうに認められて、即日仕切だの両建だので證據金が不用になつて仲買人の手許に流用せられるのを甚しい罪惡であるかのやうに攻撃したものである。併し取引所へは客が何うならうとも、賣買に就ては仲買人が全責任を

負ふので其爲め參萬圓の身元保證金を差入れてあるのだから、何も責任のないお客が取引所へ保證金を差入れる必要はない。一方仲買人はお客に對しては注文履行の責任を持つてゐるのであるから、お客も仲買人に對しては注文通りにするといふ保證金を差入れるのが當然である。それで取引所法の改正と共に仲買人と取引所(賣買關係)仲買人とお客(委託關係)との關係をハッキリ區別して、其保證金たる證據金をも區別するやうになり、取引所は關係のないお客の出す委託證據金は、仲買人の組合で定めたものに承認を與へる外は取引所と全く關係がないことになつた。

委託證據金は賣買證據金に比べると高い、これは取引所では仲買人から身元保證金として五千圓乃至參萬圓の金を預り其仲買人に對する債權者の誰よりも先に辨濟を受けるといふ優先權を持つてゐるから、保證金も尠くてよい、否場合によつては殆ど不用なこともあるが、仲買人では客から身元保證金としては何も預つてゐない、そ

定期取引

れで若し證據金を多く取つておかなかつたら、注文によつて仲買人が賣買しても、其後相場が不利益となつたときは、不徳義な客は逃げて仕舞ふ恐がある。こんな立場に在る仲買人にとつては客から可成多く預からなければ安心出来ぬから、委託證據金の方が高いのは當然である。堅實な仲買はご此委託證據金を多く要求する、相場の変動が激しい時などは組合で定めた委託證據金の數倍を差入れなければ注文を受けない店がある、委託證據金とは取引所に關係がないから仲買人の章に譲つて以下は賣買證據金に就て述べる。

賣買證據金 取引所が仲買人から預る賣買證據金には三種ある、第一は本證據金(畧して本證又は敷) 第二は追證據金(畧して追證又は追敷、即敷) 第三は増證據金(畧して増證)之れである。本證と増證とは何れも賣方買方双方から同様に徴収するもので、其建株の損益には關係ないが、追證は損勘定となる建株に對してのみ其

損方の仲買人から差入れさすものである。故に本證と増證とは賣買履行の保證金であるが、追證は損失填補豫備金だと云へる。

一、本證據金 本證は一計算區域(東京は當日の前場と後場、大阪は前日の後場と當日の前場とを合して一計算區域とする)内に建株となつた分に對して取引所が取る保證金で其建株が轉賣又は買戻された時と、期日に受渡をした時とに返却する。兩建即ち一仲買人の賣にも買にも同數の建株がある分は、帳入値段の同じ者には本證を取らないが、異つたものには兩方に取る、併し大阪では値段の異つた兩建を許さないから、兩建で本證を取るものあるのは東京だけである。それで前日に賣なり買なりを建て、當日反對に買なり賣なりをして兩建とするときは前日に取つた本證、追證を返却する、併し同時に帳入値段を當日の帳入値段に引き直はすのである。東京では仲買人の請求によつては、帳入値段の引直しをせず

に両建とするともあるが、此場合本證は賣にも買にも徴收することは丁度別の仲買人の賣と買とのやうである。但し此兩建は其數が尠い。

賣方で其賣つた株を取引所に差入れて證據金代用とする提供賣建に對しては本證を取らない。大阪では當日の賣だけにしか提供を許さないが、東京は前日の普通の賣建に對しても提供を許してゐる。此場合は前に取つた證據金を返却する。

本證の金額は相場場の狀況によつて時々變更するが、大阪では其帳入値段の三割以下と定めてある。併し拾圓以下のものには此制限によらない、實際は參圓を最低としてゐる。すると相場場が參圓以下に下落した場合はどうかと云ふ問題が起るが事實コンナ株は賣買が自然に出來なくなるのが通例だ、東京では最高限度を帳入値段の五割としてある、拾圓以下のものも同様であるから、帳入値段が壹圓以下になつたら五拾錢以下の本證となる勘定である。

本證金額の變更は理事會の決議によつて定期實行期日を定めて仲買人に通知をして實行するのであるが、其變更の時に既に前の額で徴收してあつた建株をも全部新本證額に引き直ほす場合と、其實行の日以後の新規の建株にのみ改正の本證を徴收して従前のは其儘においておく場合とある。前者を「引直し計算」といつて居る、又或銘柄の或限月だけの本證を變更することもある、此等の事は理事會で決めるのである。

本證は有價證券で代用することを許してゐる、其代用證券の種類と價格とは取引所が勝手に決めて差支へないのであるが、實際は仲買人組合と相談の上で決定又は變更してゐる。

二、追證 追證とは相場場が變動して、本證の半分以上の損失となつたときに、半分の損毎に半額の割合で損方の仲買人から徴收する損失填補豫備金である。そ

れで取引所ではいつでも本證だけの金額を預る勘定になる。追證を取引所では普通と臨時とに分けてゐる、此區別は其徴收の時期が當日(東京では翌日)に取るか翌日(東京では翌々日)の前場立會の時刻(九時)迄に取るかによるのである。元來追證を取るのには相場變動の爲めであるから、必要と認めれば取引所は何時でも取る、併し普通の場合は本證なり計算金なりの授受と同時にやるのが便利であるから翌日にしてゐるが、一朝相場變動して本證の全額以上に損となるときなどは翌日まで待つてゐれば損が益々大きくなるから、臨時に徴收するのである、だから普通追證といふのは建株の帳入値段を當日の帳入値段と比較して本證の半分以上全額以内の損失勘定となつたときに、本證の半分だけを損方の仲買人から差入れるのを云ひ、臨時追證とは前にも云つた通り相場が一時に騰つたり下つたりして、本證以上の損勘定となつた時、本證半分毎に半分の割で即時に取る證據金で

ある。建玉の帳入値段と當日の帳入値段とを比べて本證以上の變動あつた場合のみでなく、建株の帳入値段と其日の後場(東京は前場)の寄附大引の平均値段とを比較して本證以上の損となつた時も臨時となるのである。

之を例で示すと帳入値段百圓で十株を買ふた仲買人が、其株の本證が一株四圓とする、或日の帳入値段が九拾八圓になつた時には普通追證を貳圓宛十株分貳拾圓差入れる、若し一時に九拾六圓に下つたときは臨時追證四拾圓を取引所へ納めるのである、帳入値段でなくとも後場(東京なら前場)の寄附大引の平均が九拾六圓になつたときも同様である。

右のやうに述べると臨時追證と普通追證との區別は明白なやうであるが、實際は頗る複雑だ、それは當日の帳入値段なり後場の寄引平均値段なりは一定してゐるが、それと比較せらるべき建株の帳入値段は個々別々であるからだ。例へば甲の帳入値段は九十五圓九十錢で、乙の帳入値段は九十六圓の買であつたとする。此本證が四圓で前日の帳入値段が九十四圓だつたとすると、乙だけは前日に二圓

の普通追證を徴收せられる、そして當日帳入値段が更に九十一圓八十錢に下がつたとする。甲乙は正に本證四圓以上の損勘定となるから、甲は臨時追證四圓を即時に徴收せられる、然るに乙は既に前日に二圓の追證を納付してゐるから、残り二圓即ち普通の追證額だけで足りるのである、此様な場合大阪では甲を臨時に、乙を普通に別けて徴收してゐる、即ち値段十錢の差で甲乙の取扱が違ふ。又大阪では帳入値段の比較に於て臨時追證を徴すべき場合でも其取組高が尠くて、總追證額が僅かであつた場合は即時に徴收せないこともある。

即時徴收の場合大阪は後場の寄引の平均を標準としてゐるが、營業細則では大引値段による旨を規定してある。

さて追證の金額は以前は全部現金であつたが、今では大阪は半額、東京では全額を代用證券で許してゐる。此代用を許す範圍は取引所にとつては可成り重大な

關係がある、それは東京のやうに全部代用とすると、取引所は之を銀行に預け入れて利子の収入を得るといふ事が出来ない、反對に全部現金だとすると之を預けて利子がとれる。此利子収入も金額が大きいだけに相應の額に上る、併し取引所は一方に利益勘定になつた仲買人の轉賣買戻に對しては、其利益金を立替へて支拂はねばならず、大正四年の末のやうに相場が大いに變動したときは此立替金が數百萬圓に上ることがある、假りに百萬圓としても日歩一錢で一日百圓一ヶ月三千圓になる、勿論同時に損失をして轉賣買戻をする仲買人の損金は取引所へ徴收するけれども、損失勘定の場合は多くは追證を差入れて、容易に轉賣買戻をせないから、結局差引立替となるのが常例である。それで取引所では以前は追證全部を現金として利子を収入して、立替金の利子損失を補ふてゐたのだ、勿論之は取引所が故意にするのではなく自然に其やうな仕組みになつてゐたのである、それで

東京のやうに追證全部を代用で許す時には取引所にとつては大分の苦痛となる、大阪は此點は稍や樂である。

追證の返戻は、復原價と仕切戻しとの二場合に起る。復原價といふのは相場が建株の帳入値段に戻つてくる、即ち損勘定が漸次軽くなるにつれて、其本證の半額以上の恢復毎に半額の割合で返却するのをいひ、仕切戻しとは轉賣買戻をして以前に追證をとつてあつた建株を仕切つたときに、其追證全部を一時に返却するのをいふ、大阪では仕切戻しは正確にやつてゐるが、復原價の返却は仲買人からの申出を俟つて初めて返却してゐる。申出がないと其儘預かつて次回の追證に使用する。だから甲の株では復原價の爲めに預りになつてゐるのに、仲買人から返却の請求がなくて、乙株に新たに追證がかつた場合などは甲株のを預かつてゐる上に乙株のを徴收するようになる。又一旦損勘定となつて追證を幾度か差入れた

が、相場恢復して利益勘定となつた場合でも申出がないと仕切らるゝ迄返却しないから、其建株が仕切られなかつたら受渡迄返却せずに預かつておく。東京では此様な便宜方法を採らずに正確に徴收し返却してゐる、尤も全部代用であるから結局取引所の帳簿上に止まるのであるが、手数は甚だ面倒だ。

三、増證據金 増證とは年末休業とか臨時休業中とかで相場變動の恐ある場合又は受渡が完全に出來ない恐ある場合等に賣買者双方から徴收するもので、其必要がなくなつたら返却する、金額は大阪も東京も本證の三倍以内で全部代用を許してゐる、但し増證を取る場合は極めて稀れである。

證據金徴收の手續は 本證は賣買の計算整理の章で述べてあり、増證は隨機必要に応じて便宜の方法で計算するのだから、茲には追證だけに就てザツと述べて見やう。
大阪では追證係が賣買元帳(兩建及提供を除く)から其建株と帳入値段とを見て、徴收するものがあらば元帳の追證徴收度數欄に度數(東京では日付と度數)を記入し、同時に仲買人の番號と建株の日、株數及今

北濱と兜町

日徴収すべき度数を呼び上げて助手に左の追証徴収表に記入させる、銘柄限月は元帳が銘柄限月毎に一冊になつてゐるが、其一冊全部を終つたときに徴収表へ記入すればよいのだ。此徴収表は更に右方の寫しに記入して仲買人に交付する。

返却の場合は、復原價の場合は仲買人の申出を俟つて賣買元帳を検し、誤なきを確めて追証據金支拂表を作る、便宜上此場合の支拂表は仲買人に申出のときに作らせ、之を追証係が検査して、返却の手續をするのである、轉賣買戻によつて不用になつた追証を返却するのは仕切勘定の際に賣買元帳で原建株の値段を検すると同時に追証がかつてあるか否やを見て、かゝつてあらば直ぐに支拂表を作つて追証係に回付して其検査を受ける。

追証の徴収表と支拂表とは追証係の手で纏めて必要の記入を補足し、銘柄限月別に其徴収と支拂との總計を算出して左邊の控となるべき部分に記入して之を切離し、残りの表と其寫とは仲買人別に分けて（銘柄限月は混合す）合綴し表紙をつけて、徴収又は支拂の總額其他を表紙に記入して中央より切斷して右方を仲買人に渡して計算の參考とする。

取引所では各仲買人の表紙の徴収と支拂の金額を一表に纏めた追証徴収及支拂控（本證徴収支拂表と殆ど同様式）を作り各仲買人毎に其差引額を證據金元帳の各仲買人の口座に記入する、其差引額の半分は現金勘定となるのだから、半額は帳入差金、手数料、仕切差金、取引税等と共に仲買人收支計算表に纏め

を仲買人に渡して計算の参考とする。

取引所では各仲買人の表紙の徴収と支拂の金額を一表に纏めた追証徴収及支拂控（本証徴収支拂表と
殆ど同様式）を作り各仲買人毎に其差引額を證據金元帳の各仲買人の口座に記入する。其差引額の半分は
現金勘定となるのだから、半額は帳入差金、手数料、仕切差金、取引税等と共に仲買人收支計算表に纏め

第 號
月 日 追証據金勘定表(表紙)

仲買記號.....

		徴 收	支 拂
本日收支高	當 限	_____ 円	_____ 円
	中 限	_____ 円	_____ 円
	先 限	_____ 円	_____ 円
計	臨 時	_____ 円	
	普 通	_____ 円	_____ 円

(切取線)

月 日 追証據金勘定表(表紙)

仲買記號.....

		徴 收	支 拂
前日迄預高	當 限	_____ 円	
	中 限	_____ 円	
	先 限	_____ 円	
本日收支高	臨時	_____ 円	
	普通	_____ 円	_____ 円

※本表記載事項ニ付取調ヲ要スル向ハ
前場立會迄ニ申出ラルベシ

第八節 立會

定期の立會は東西とも大体同様である、といふのは東京は十數年前に所員が親しく大阪で習つてきたのを基礎として改良したからだ。が仔細に觀察すると大に異なつてゐる點がある、隨て利害得失も伴つてくる。取引所で一番解りにくいのが立會方法である、内部の人でも立會に關係ない者は十分知らない、況して局外の素人には中々解りつこはない、市場に參觀にいつても、何が何だかサツパリ分らぬ、併し茲では分らぬ迄も説明せなければならぬから、順序として先づ立會の概略をザツト述べる。

立會即ち賣買取引の舉行は午前九時から前場と午後一時半(東京は午後一時)からの後場との二場に分けてゐる、此前後場の間は丁度晝餐の時刻となる勘定だ。商内

が非常にはづんで賣買高の多いときは、後場が立てられないで、前場が午後の五時や六時にも及ぶことがある、此様な時は事實上一場切りとなる。

前場も後場も立會の順序は同一である。併し大阪と東京とは異つてゐる、東京では先づ東京取引所株の當月限寄附を、次に翌月限の寄附、翌々月限の寄附を立て、更に當月限の大引、翌月限の大引、翌々月限の大引を立會ひ、次に全新株に就て全様の順序で立會ひ、それから南滿株等豫定の順序で各銘柄の寄附大引を全様の方法で立會つて、最後に東京株式株の舊新で立會を終了するのである、ツマリ東株、新東株は二回の立會があるのである、大阪は指定株といつて賣買のよく出来る銘柄を六種ばかり撰擇して、立會を三回してゐる。今其順序を表で示して見ると、東京の方は

それで東京と大阪との差違は

(一) 東京は一銘柄の寄附から大引までを順々に引續いて立會つて仕舞ふが、大阪は寄附ならば建株全部の寄附及其接續ばかりを立會つて、其後に初の株へ戻つて接續、大引と立會ふ、此廻り方の得失は大阪の方は寄附が済んで他の株の立會に移つていつても、其内に何か新材料を耳にしたやうな場合、モ一一度大引廻りに賣買を試みる機会があるが、東京では其株の大引が済めばモハヤ次の場を待たなければ賣買が出来ない、だから東京では東新の次の南満が大抵午前九時三十分頃に引けるから十時頃になつて南満株を賣買したいと思つても後場にならなければ出来ないが大坂ならば後場迄に大引の立會があるから東京よりも賣買の回数が一回多し勘定になり、理屈から云へば大阪の方が賣買が多く出来る筈である。

大阪で指定株といふのは大正二年頃の不況時代に市場振興策の一として案出せら

れたもので同年七月一日から賣買高の特に多い株を選択して、中寄廻りをなし三回立會ふことにしたのだ。現今の指定株といふのは錦芝舊新、郵船舊新、大阪商船舊新、東京株式舊新、大阪株式株の九種である、東京の東株、新東株の二回立會は此れに倣つたものだ。

(二) 大阪では接續賣買(歩み)といふのをやるが、東京にはない。此接續賣買の法は後に述べる如く、殆ど相對賣買といふべきで、競賣買の分子は極めて尠い、それだけ弊害もある、といふのは仲買人が私腹を肥やす道具に使はれ易いからだ、殊に交せ商内といつて六拾五錢といふ如き値段がついた時に六拾錢、七拾錢の二枚の値札をかける慣習のあつた時代には行はれ易かつたものだ、現今は此交せ商内を廢止したから此弊はない。併し一方便利な點もあるのは争はれない何故と云へば寄附などで賣買出来なかつたものが賣買出来ることがあるからだ。

要するに立會の順序としては大阪の方は出来るだけ賣買の機會を多からしむることに努力してゐる迹が見ゆる。更に立會の有様を具体的に云ふと、取引所の立會場内の事務室に續いた側に高場といふ十坪ばかりの高臺がある。其前が商内をする場所、仲買人や其代理人が集まつて取引をする、高場の最前端に机があつて、場帳といふ賣買登録簿（ルーブリーフ式で後で綴ぢ込む）の速記方が立會場の方に面して坐し、賣買認め方の云ふ儘に仲買人の賣買株數、賣主、買主の商號（大阪では番號）を記入する、其机の後方の上部に十枚ほどの白ペンキ塗の木札が吊り下がつてゐる、其内四枚目のだけは赤色塗だ、木札は皆回轉仕掛になつて裏返へせるやうになつてゐる。向つて右の一枚は當月限、其次が翌月限、第三枚目が翌々月限と書いて其裏面は孰れも白である、それで當月限の賣買の時は、其札のみが表を向いて他は裏返つてゐる。四枚目の赤札は表に寄附裏に中寄（東京では大引）と白記してあ

る（大阪では大引と接續相場の分とは別の札だ）第五枚目からは銘柄を示してゐる其札の裏は白で何も書いてない。（東京では裏には他の銘柄を書いてある、即ち兩面とも使用するのである、銘柄の書き方も東京は東京株式取引所株といふやうに全部を書き、大阪は東株、東新、當所等略稱を用ゐてある）それで現在立會つてゐる銘柄の外は皆裏返へしてあつて、係員が後方から其銘柄を見て立會がすむとクルリと裏返して、次の銘柄の表面を出す。濟んだ札は外づして未立會の銘柄札と懸けかへておく。

机を少し離れた處に小卓があり、拍子木と其臺とが載つてゐる、木打ち即ち相場決定方が、相場開始の時と値段決定の刹那とにカチンとやるのだ。机の兩側には二人の相場見張方が口へ手を當てたりして賣主、買主、の番號及び枚數を怒鳴ると机に倚りかゝつてゐる場帳方は之を場帳に速記する。値段は撃析して決定した時に

記入する。仲買人が集つて喧々囂々競り合つた結果、相場が定まると銘柄札を返へす係員は札を裏返へすと共に、一段高い揭示場に居る揭示方に手と口とで値段を傳へると、揭示方は直に黒塗の長方形の札に白書してかける。すると高場の一隅で此揭示を注視してゐるチツカー通信員がカチ〜と同報電信を発信する。此値段を新聞などでは公定相場と云つてゐるが、實は出来値段又は公定値段といふべきで、公定相場ではない、公定相場といふのは取引所法施行規則の第十八條で、其日の出来値段を合して其數で割つた平均値段と定められてゐる。

仲買人の賣買取引をする立會場の後方は主に注文取の居る所で其外は一般觀覽者の席となつてゐる。注文取は觀覽に來てゐるお客の注文を咄嗟に主人又は場立に取次いで賣買せしめる爲めに其處此處とウロついてゐる。

以上は大阪の市場を主として書いたので、東京は札の工合や何か少し違つてゐるばかり、大体は變りはない。

第九節 競賣買

競賣買は我邦に特有の方法で或る短時間内の一物件の賣買を一括して値段も一定にして仕舞ふ方法である、形式だけを見ると世間でいふ競賣 Auction とよく類似してゐるが實は似而非なるものだ、賣主買主の數が競賣では一人宛であるが、競賣買では双方とも多數なのが常だ。相對賣買即ち通例の賣買も賣主買主各一人で、若し買主が多數で其中の最高値段の者に賣るといふときは競賣となるのだ、

さて此競賣買の方法にも、東京と大阪とは外觀同様であつて内實大に異なる處がある。隨て一得一失は免れない。先づ順序として賣買の種類、値段決定の方法を述べ、其後に異つた點を擧げて批評することとする。

取引所での賣買には二種類ある、即ち成行と指値だ

成行といふのは値段に頓着なく賣り又は買ふのである、だから相場が立つた以上は必ず成立する。

指値といふのは値段に制限を置いたものである、随て相場が立つても其値段が當てはまらないと成立せない。

詳細に研究すると、客から仲買店へ来る注文によつて、成行指直をそれと二種に分けることが出来る、便宜上表にして示す。

成行 制限附 (前場限り、寄附限り、大引限り、寄引限り、本日限り等)
無制限

指直 制限付 (本日中、前場限り、寄附限り、大引限り、寄引限り、「何圓以上買」「何圓以下賣」等)
無制限 (出合ひ)

制限附の注文は黒人筋に少い。尤も此んな制限は客と仲買との間にあるので取引所の市場では、成行と指直との外は相場に影響しない。指直は賣ならば賣るべき最低直段、買ならば買ふべき最高直段を示したもので

其直段以上に賣り、其直段以下に買ふのは差支へない。併し賣であつて最高直段、買であつて最低直段を示した指直がある、即ち「以上買」「以下賣」といふ注文で頗る没常識のやうな指直だ。これは罫線表などを以て相場を試むる黒人筋がやることで、過去の例を見て何圓以上に昇れば相場は大昂騰をし、何圓に下るときは相場が一層悪くなるといふ信念から出たものである。これは取引所で直段決定の目安にはならないが仲買人が賣買する上に面倒な駆引が入用だから其駆引の結果で相場に影響することがある。

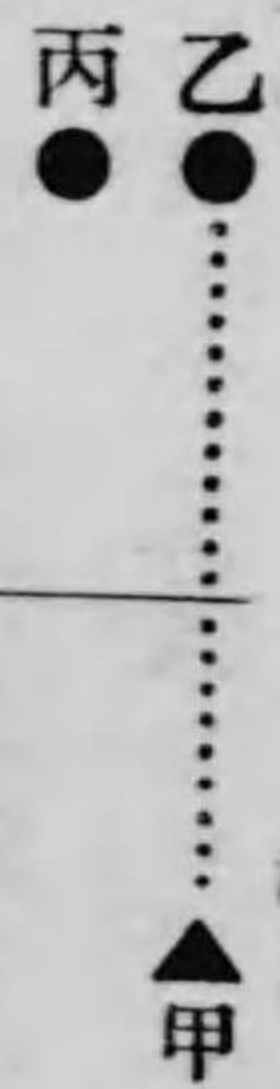
第十節 値段の決定

これは甚だ複雑で到底筆で十分現はせない。と云つて實地を觀ても素人には何が何だかサツパリ分らない、茲には極簡單な場合から説いて見やう。

(イ) 市場で成行買一個と成行賣二個だけあるとすると、「成行買ウ」「成行賣ウ」と叫んで競り合ふのみで相場は未だ決定しない。(●成行賣) (▲成行買)

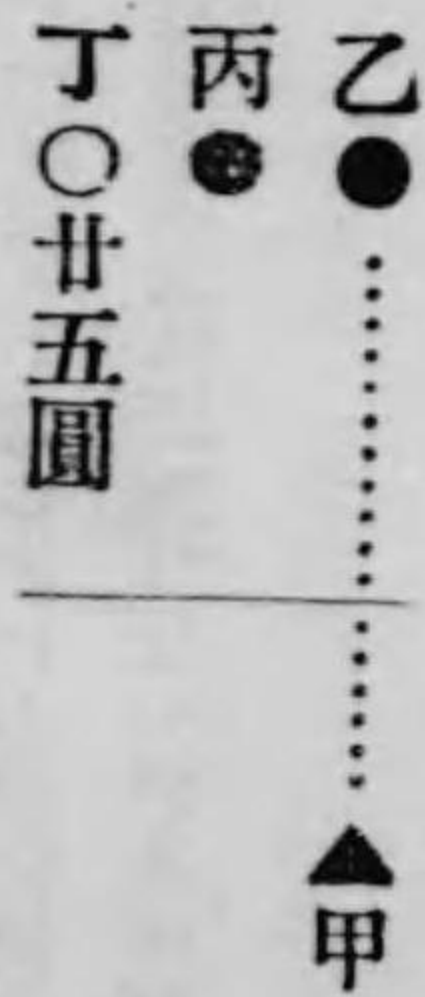
定期取引

北濱と兜町



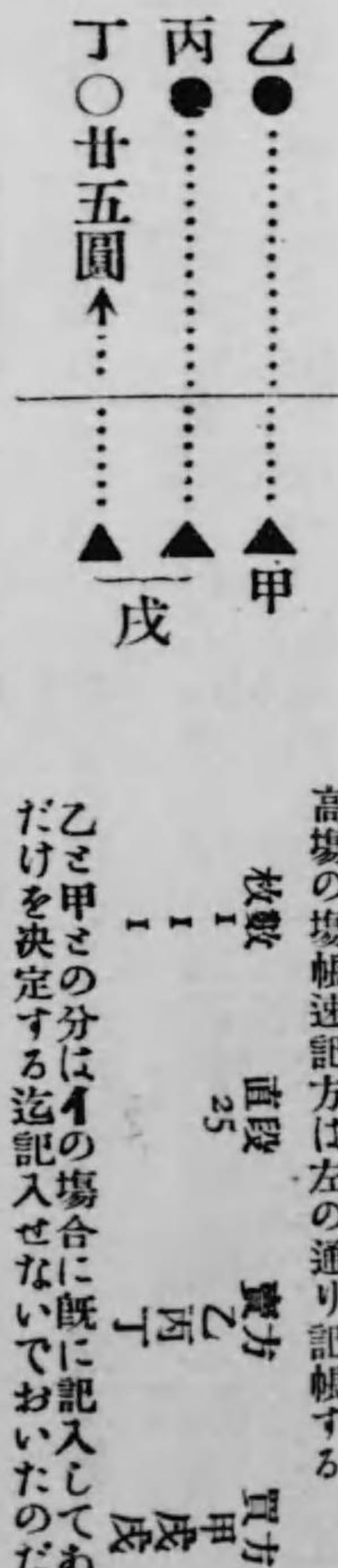
場帳では此時は左の記入がある許りである
 枚数 直段 賣方 買方
 1 乙 甲

(□) イの場合に指値賣廿五圓一個(丁)だけ出て来て立會に加つたときもまだ値段がつかない。(○指直賣)



(ハ) □の上へ更に成行買二個(戊)が加つたとすると相場は廿五圓と決定して三個の賣買が出来る。(成行買一個だけ加はつたのでは直段が決定しない)

高場の場帳速記方は左の通り記帳する



乙と甲との分はイの場合に既に記入してある通りで只直段だけを決定する迄記入せないのでおいたのだ

(三) ハの場合成行買二個の代りに成行買一個と廿五圓指値買一個とでも同じく相場は廿五圓と決定して三個の賣買が出来る。(△指値買)



場帳の記入はハの場合と同様である

(ホ) ニの場合戊の指値買が廿五圓でなくて廿四圓八拾錢であつた時はどうかといふに、廿四圓九拾錢と決定して成行の二個だけ出来る、若し丁がすゝんで戊と手

定期取引

合をする相場は廿四圓八拾錢となるし、戌が進んで丁の手を握りにゆけば廿五圓と決定するのである。中間の値に決定するのは丁も戌も相手方の来るのを俟つてゐる場合で、自分から進んで相手と手合せをしに行かない時に限るのである。又戌の指値買が廿五圓拾錢であつた時はどうかといふに、此様な場合は實際起るとは殆どないが若しあつても丁か戌か孰れかが進んで相手方と握手をしに行くから、どちらかの値に決定して仕舞ふ。それでなければ未だ値段を決定することが出来ない他に成行の賣か買か出て来る迄待つ外はない。賣方買方が感情の衝突やら賣崩、買占などの關係上戦争が劇しくなると、終りには賣方は百圓賣を叫び、買方は貳百圓買を叫んでお互に手を振るばかりで手合せをせないことがある。全く意地張り相場である、此場合は値段の決定は出来ないのみならず、取引所では市況不穩と見て立會を停止する、思惑師の大取組の揚句、解合でも起りさうな前に屢々此んなことがある。

併し此場合戌は丁を買ふてから直ぐに木を入れる迄に廿六圓賣買と叫べば他に貳拾六圓以下貳拾五圓以上の賣がない限り値段は廿六圓で決定し、丁は廿六圓で賣つたことになるのである。(但し廿五圓以下の賣買は云へない)

廿六圓で決定した時の場帳は

表数	値段	賣方	買方
1	26	乙	甲
1		丙	戌
1		丁	戌
1		戌	戌

戌が唯廿六圓と云つた時は此*印の賣買は成立せずに値段は廿六圓と決定する、即ち丁の廿五圓賣を廿六圓に買ふたのである何故戌が好んで高く買ふか云へば戌は此時客の多數の買注文を有してゐるからである。

(へ) イの場合に指直買廿六圓の戌が一個だけ加はつたとすると廿六圓で相場が決定する。

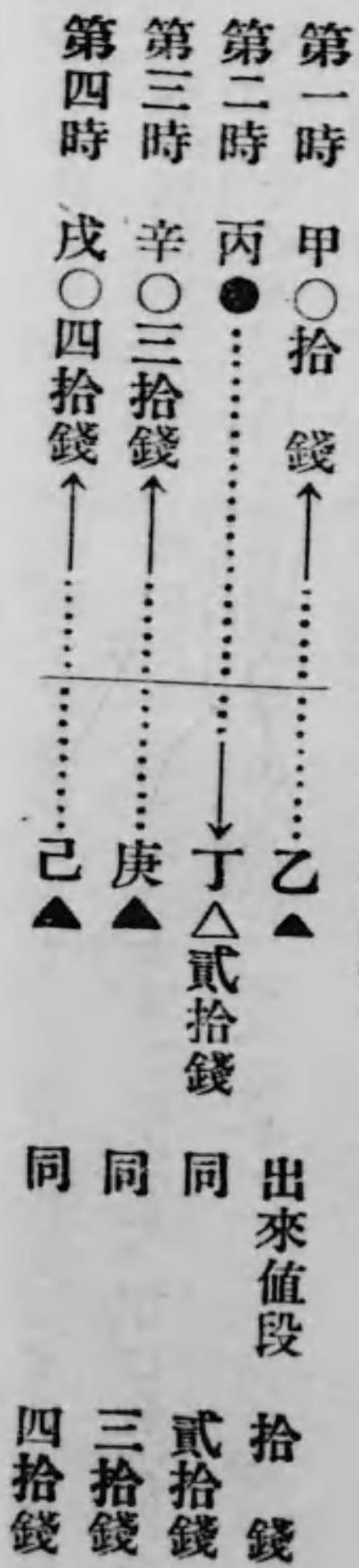
乙 ●……………▲甲
丙 ●……………↓△廿六圓戌

(ト) 前の場合丙が居らなかつたらイの場合となつて相場は決定しない、併し乙

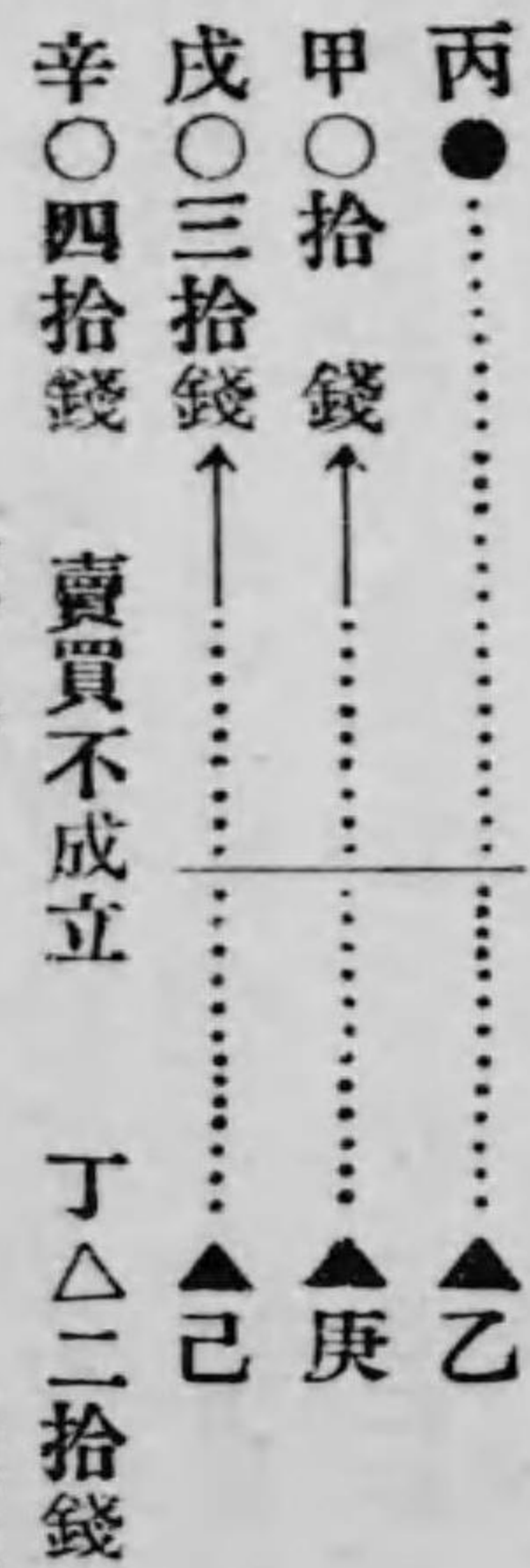
と戌と手合せしたら貳拾六圓と決定しさうであるが、甲が成行買を叫べる限りは廿六圓とすることは出来ないで依然競り合つてゐる、これが相對賣買と違ふ所である。
(子) への場合に甲と丙とが居なかつたら、戌は乙と手合せして廿六圓で賣買が出来る。

大阪の接續相場は子の場合と二の場合から成行賣買を除いた様なものである。即ち競り合ふ時間を一瞬間に縮めたもので、寄附大引よりも時間が短かい、否寄附大引の時間を數個に分割したやうなものになる。圖式で示すと

(●成行賣○指直賣▲成行買△指直買)



此値段は拾錢、二拾錢、三拾錢、四拾錢と四枚の札がかかる。これが若し寄附大引だとすると、時間に餘裕があつて全部の賣買が出て来るから、これを一括して値段を決定するのだ、それで高場からは(乙)と(丙)とを手合せさせ(乙が丙の存在に氣が付かぬと注意をしてやる)場帳に(丙)賣(乙)買と登録し、(庚)と(甲)、(辛)と(己)とを手合せさせて場帳に登録し(値段は未決だから書かない)直ぐに木を入れて値段を參拾錢と決定して場帳に總べての賣買値段を三拾錢と記入する。(戌)と(丁)とは賣買成立せない。前の圖式を書き改めて見ると



すなはち(甲)は參拾錢で賣つたことになる。寄附大引は此場合である、併し右の圖式

定期取引

は値段が決定した最後の刹那の状態、其株の立會開始から決定までの間には可なり時間があるから（接續相場ならば一刹那づつ）に値段を決定するから短時間だ。賣買が種々に變動する。といふのは成行買といふもの、腹では「廿銭なら買うが卅銭なら止す」など、大体の豫算を立てゝゐる、それが相場の工合で前の圖式のやうに參拾錢に決定しさうになつたとすると、參拾錢で買はなければならぬ破目になる。前圖の（庚）がそれであるとする（庚）は其儘では少々都合が悪いので、前の成行買を取り消さなければならぬ。それで（庚）は甲から買ふた後で木を入れる迄に參拾錢賣りを叫ぶのだ。すると參拾錢の賣が二つに買が一つとなり需給は適合しないから、新たに成行又は三十錢の買手が出て來ない限り、値段は決定せない。若し此場合新たに成行又は參拾錢買が一個現はれたとすると相場は參拾錢に決定する代り（庚）は成行買と參拾錢賣とが抹消せられて、賣買をせないことになるのだ。これを市場

では「廻つて消れる」と云つてゐる、傍から見えてゐると澤山の商内をしてゐるやうに見えて、其實一株も賣買がないことがある。若し此場合に賣と買とを存在させる必要があるときは（例へば全値段の賣と買との注文を持つてゐる如き）バイカイを届出で場帳にモ一一度登録して貰ふのだ。

圖式では初めから成行賣は成行買と手合せをしたやうに見えるが實際は（乙）と（甲）と手合せし、（丙）が（丁）と手を打つたりしてゐるから、高場からはそれを見分けて注意をし圖式のやうに纏めてしまふのだ。結局は成行の賣と買とを組み合はせて孰れか、餘つたら、其餘つたのが買ならば賣方の最低値段のもの、賣ならば買方の最高値段のものど組み合せて成行の餘分が盡たときの値段で決定するのである。かう云つて仕舞つては如何にも整然としてゐるかの如くに見るが、市場では立會の初めから賣方も買方も皆が手を出してゐるのではない、初めは場の様子を窺つ

てゐて中途で賣り崩したり、買ひ煽つたりする者があり、又値段の工合で今まで買手を振つてゐた者が急に賣手に代つたり、或は新たに成行の賣又は買方が飛び出して來たりする。高場では此等に絶えず注意をして時々手と口とで仲買人に注意を與へる、それで値段の決定迄には場面は刻々に變化して行くから、値段決定方（木打ち）は餘程熟練したものでなければならず、グズド／＼してゐると何時迄経つても値段を付けられない。と云つて焦せつて木を入ると見落しがあつて抗議を申込まれ一旦決定した値段を取消して、立會のヤリ直しをするなどの不体裁がある。殊に大阪の方は後に述べる如く値段本位、駈引主義である爲めに一層六ツかしい、やり直しをすることも東京に比して多いやうである。

或仲買店へ同銘柄同限月の全數の賣と買との注文が來るとか又は其仲買人が賣りたいと思ふ處へ客の買注文が來ると市場で他人の付けた値段で賣と買とを申出て場

帳に登録してもらふ。即ちバイカイをつけるのだ。他に賣買がなく且其場に居合せた仲買人に差支へがなければバイカイで値段をつけることもある。此バイカイは競賣買と看做す旨を營業細則で規定してある。併し大審院では近頃バイカイ無効の判決を下して、取引所界の問題となつてゐる。

以上は東西とも共通の點である。併しこれからは大阪特有の習慣なり方法なりを書いて見やう。

競賣買方法は前の圖式で見ると通り、値段と共に數量が伴はねばならぬのは明白である、否値段よりも先づ數量の合致といふことが値段決定の根源になつてゐる。東京の取引所は全く此方法に従つて値段と共に數量を初めから明かに示してゐて、値段が決定する間際になつて數量を増減するといふやうな駈引きをしない。處が大坂は數量を甚だ曖昧にする。初めから何程を賣るのか買ふのか判らぬ唯値段ばかりを云つてゐる。尤も數量を初めから示せる者もあるが甚だ尠いのみならず其數量が當

てにならない。一例をいふと或仲買人が客から百枚の成行賣注文を受けてゐるとす
 ると、可成安い値段を付て自己が買と向ひ合はせておいて利益を得やうとする。市
 場では初め頻りに成行賣を叫んで買手をして夥しい賣物があるやうに思はせる。
 供給が多いから値段が低下する、愈々木が入ると直ぐに十枚だと云ひ張る。跡の九
 十枚は自分の買と付け合はせて其安い値段でバイカイをつけておく。といふやうな
 場合である。市場では之を「たれる」と云つてをる、觀覽者の席から見ると、花
 花しく商内をしてゐるやうに見て、實際場帳には十枚か廿枚位しか残つてゐない
 ことがある（廻つて消える場合にも此様な現象を呈することはあるが、茲は玉をた
 れた場合を云ふ）要するに大阪は駆引主義で、權謀術數を弄し 相手方の意氣を沮
 喪させ之を威壓して、自己に有利な値段をつけさせることを誇りとしてゐる風があ
 るやうだ。場立（代理人）の所謂腕があるといふのは、此駆引の巧妙な者を指すの

だ。だから大阪の仲買人は老練な場立を必要とするのだ。東京では市場の駆引に骨
 を折ること大阪ほどではないから、無經驗者でもすぐに場立になれる。

大阪では又指値の場合に進んで相手方を求めて手合をしに行つた方は不利益とな
 るのだ。例へば五圓賣を叫んでゐる甲仲買人が五圓買を叫んでゐる相手方を見つ
 て、進んで手を合せに行つたとする。此時相場は他の需給關係で四圓九拾錢に決
 したとすると此甲は四圓九拾錢で賣つたことになる。併し反對に相場が五圓拾錢に
 ついた時は相手の買方は此賣買を消して仕舞ふと出来る（甲からは出来ない）若し
 甲が四圓九拾錢では賣らないつもりなら、進んで五圓賣の手合をしたと全時に、一
 方で四圓九拾錢買ひの手を振らなければならぬ。すると四圓九拾錢に決定した時
 には廻つて消えるし、五圓にしたら四圓九拾錢の買は成立しないから五圓賣はか
 りが残る。即ち指値の賣買でも自分が進んで手合せにいつたときは成行と殆ど全様

の取扱を受けるのだ。それで大阪では是非とも賣買をせなければならぬといふときは其値段を連呼しつゝ相手方の來つて手を握るのを待つのが最も安全である。相場が自分に不利に決定すれば賣買は消れるし、利益に決定すれば成立するからだ。新參の場立などは大抵此方法を探つてゐる。だから時とすると賣買双方が値段のみを云ひ合つて手を合はさないことがあるから値段の決定に時間がかかるのだ。老巧な場立になると『五圓賣』を叫びつゝ進んで買方と手合せをしておき、相場が五圓拾錢に決定しさうなら直ぐに『五圓一ヤリ』を叫ぶ、相場が五圓拾錢となつて前の賣買は消れても、後の『五圓一ヤリ』が残るから五圓拾錢に賣れて五圓賣の目的は達せられる。又反對に相場が四圓九拾錢に決定しさうな時は四圓九拾錢買を叫んで前の五圓賣を消滅させる。

斯のやうな變手古な不文律がある爲めに大阪の市場では賣買成立の証として相手

方の手を掴むか打つかする必要がある。それでないと孰れが進んで賣買を仕掛けたのか判明せないからだ。東京では數量と値段とを初めから明示してゐるから、高場で其數量に當てはまるやうに取次いで注意をしてやり、合致したと認めた時に木を入れるのだから、場立は數量と値段とを高場へ知らせしておけば必ずしも握手する必要はない。離れて居ても商内が出来る。それで市場の秩序も保たれ、比較的靜肅に賣買が出来る。大阪では少し市況が沸騰すると、押し合ひ、へし合ひ何が何だかさツパリ分らない。此様な場合にも高場ではチャンと値段を決定してゐる、しかも公平なる公定値段と稱するものだ、此點に於て大阪の高場係員は神様といふべく實に驚嘆に値するものだと思ふ。

大阪は値段本位である爲め妙な結果を生ずることがある。例へば、客から百枚の成行買注文を受けた甲仲買人が市場へ出て見ると、成行賣十枚、五圓賣十枚、五圓

十銭賣十枚とがある、かくと見た甲は咄嗟に成行賣に手合せをし、五圓、五圓拾錢の賣とも手合せをして賣物無くなつた間一髪、六圓バイカイと叫ぶと高場では直ちに六圓と決定する、客は六圓で百枚を買はせられたのだ。理窟から云へば三十枚の賣物を買ひ盡して尚ほ七十枚の不足を生ずるから、自己の思惑による六圓賣七十枚と對せしめて、六圓のバイカイを附けたのだから決して不條理とは云へない。併し此場合他に五圓七拾錢で百枚賣手があつたかも知れない。それが相場が五圓拾錢位を叫んでゐる際だからモ一少し上つたら七拾錢賣を振らう、今から云つても賣買が出來さうにもないと思つて形勢を觀望してゐたとすれば、非常に迷惑するし、實際ならば相場は五圓七拾錢で決定すべき筈だ。尤も此七拾錢賣は初めから出してゐなかつたのだから、自己の怠慢による損害だと云へばそれ迄であるが、此等は一般に數量を初めから示さない缺點である。

東京では數量を初めから出して置くから、此様な駆引は出來ない、唯市場で三十枚を五圓拾錢に買つて置いて残り六十枚を自己の賣と付け合はせてバイカイを付け客には五圓拾錢で百枚の買整報告をする位が關の山だ。

以上でザツと東西の比較をして見た、結局公定市場としては東京の數量本位が當然だと思ふ。大阪は權謀の行はるゝ餘地があるだけ公定市場としては遺憾の點がないではない。彼のバイカイの分量の大阪の方が多かつたのは、此間の消息を語るものではないか。又大阪ばかりで行つてゐる接續相場は賣買の機會を多からしむるといふ利益があるものゝ、悪用せらるゝ恐れがある。他人の油斷に乗じてバイカイで突飛な値をつけたり、又は豫め云ひ合はせて法外な値段で手合せをすることが出來ないではない。且其實質は殆ど相對賣買である。これは東京のやうに寧ろ無い方がよくはないかと思はれる。

大阪では大正五年の七月一日から従前の賣買慣習を成文にして實行してゐる、其立會規定といふのは左の通りである。併し此條文通り實行が出来ぬや否や、多年の悪慣習が一片の成文で一朝に除かれるか否や、實行の結果は云ふに忍びないさうである。著者は此方面には智識が乏しいから、判然と云ふことが出来ないのを遺憾とする

定期取引賣買立會規定

第一章 總則

- 第一條 仲買人及市場代理人ハ立會中能ク市場ノ公正ヲ尙ヒ且ツ其信用ヲ重シシ荷モ秩序ヲ紊シ若クハ不穩當ノ行爲アルヘカラス
- 第二條 立會中ハ賣買取引ニ關スル外徒ニ不必要ナル言辭ヲ用ヒ若クハ輕侮ノ言辭ヲ弄スヘカラス
- 第三條 賣買値段ノ上ゲ下ハ漸次小刻ミニ指示發聲シ濫リニ飛値ヲ發聲スヘカラス
- 第四條 賣買者ハ相場ノ決定ニ至ルマテ成ルヘク値張ヲ連續スルモノトス
- 第五條 賣買ニシテ對手方ナキトキハ最後ニ其枚數及値段ヲ指示言明スルモノトス

- 第六條 既ニ賣買値段ノ決定シタル上ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第七條 賣買上ニ關スル紛議ヲ生ジタルトキハ市場整理ノ爲メ組合委員ハ高場ト協定ノ上其解決ヲ圖ルモノトス 但シ賣買者ハ其決定ニ對シ異議ヲ唱フルコトヲ得ス
- 第八條 賣買上ニ關シ本規定ニ明文ナキモノハ此規定ノ趣旨ニ準據シ臨機ノ處置ヲナスモノトス

第二章 細則

- 第九條 價格ヲ制限スルモノヲ指値ト稱シ價格ヲ制限セサルモノヲ成行ト稱ス
- 第十條 賣買スヘキ價格及數量ハ一定ノ指示發聲ヲ以テ之レヲ表明スヘシ
- 第十一條 寄付、中寄、大引ハ附合セ法ヲ以テ賣買ス
- 第十二條 附合法ハ成行賣買及指値賣買ヲ以テ豫約セシメ決定値段ニ依リ其成立不成立ヲ別ツヘシ
- 第十三條 決定値段ハ取引所決定係ニ於テ賣買最終ノ狀況ヲ標準トシ公平適當ナル値段ヲ一定ス
- 第十四條 他人ノ指値及成行ニ對當スルモノヲ附合者トシ自己ノ指値及成行ニ對當セラル、モノヲ被附合者トス
- 第十五條 附合者ハ附合セタル賣買カ指値以外ニ脫スル決定値段ヲ見ントスルトキハ必ス更ニ賣直シ又ハ買直シヲ行ヒ以テ自己ノ賣買ヲ成立セシムルコトヲ要ス

定期取引

第十六條 附合者ハ附合セニ對シ豫想外ノ決定値段ヲ見ントスルトキハ豫メ所思ノ指値ヲ發シ之ヲ防止スルカ
或ハ前ノ附合セニ反對ノ賣買ヲ行ヒ相殺ノ上賣買關係ヲ離脱スヘシ若シ此行爲ナキトキハ其附合ハ成立ス
ルモノトス

第十七條 被附合者ノ指値ニシテ賣方ナルトキハ自己ノ指値ヨリ以上又買方ナルトキハ自己ノ指値ヨリ以下ノ
決定値段ヲ見タルトキハ其附合ハ成立シタルモノトス

第十八條 被附合者ノ指値ニシテ前條ニ相反シタル決定値段ヲ見タルトキハ其附合ハ不成立トス

第十九條 常ニ賣買稀少ナル種類ニ對シ一人ニテ賣買双方ヲ兼ル賣買ハ其當人ノ表示スル値段ヲ以テ豫定値段
トシ取引所決定係ハ之レヲ市場ニ諮リ故障ナキトキハ決定値段トス

第二十條 接續賣買ハ順次別個ニ決定スト雖トモ他ニ指値アルトキハ之ヲ妨グルコトヲ得ス

第二十一條 賣買ヲ表示シ對當者アルトキハ必ス少クトモ單位ノ賣買ヲナサ、ルヲ得サルモノトス
此場合ニ於テ數量ヲ言明シタルトキ若クハ自ラ挑發的ニ數量ヲ増加シタルトキハ後ニ其數量ヲ減少スルコ
トヲ得ス

第二十二條 本規定ハ來ル大正五年七月一日ヨリ施行スルモノトス

第十一節 賣買の計算整理

前にも述べた通り、仲買人は取引所に對して、其取引所でした賣買に付ては飽く
まで全責任を負ふて約定を履行せなければならぬと同時に、取引所は賣買者即ち
仲買人に對して其賣買を保~~証~~し、若し違約したときは、其違約せられた仲買人に損
害賠償をせなければならぬと法律で定められてある。客は取引所に對して何等の責
任がなく、取引所もまた客とは何等の關係はないから、取引所の計算整理は専ら仲
買人との間の計算整理をするので、客の關係は全く度外視してゐる、それで客から
見ると建つてあるべき筈のものが取引所では落ちてゐたり、落ちてあるべきものが
建つてゐたりするが、之れは自然の結果である。世間で八釜しく取引所の計算方法
を攻撃する人は此點をいふのであるが、客が取引所に對して何にも義務がないのに

定期取引

拘はらず、取引所だけが客に擔保の義務を負ふといふのは片手落だと思ふ。又客の分、仲買人の分と區別してゐては到底短時間に整理が出来ない。それで仲買人の賣買は悉皆仲買人本人の賣買と看做して計算する。故に客の關係は全く離れて唯仲買人との勘定さへ間違がなくば、計算の手續では出来るだけ簡便にするのである。其結果は客の建落と多くの場合一致しないことは仕方がない。

先づ場帳に登録せられた賣買をば其儘に見れば單に賣付と買付とであるが、各仲買人の個々に就ては建と落（轉賣又は買戻）との二つになる。建玉は賣建なり買建なりを元帳に登録して保險の責に任じ、大阪では同時に手数料を徴收し（東京では落ちた日か受渡の時に前の建玉の帳入値段で徴收する）且つ賣買證據金といふ一種の保證金を仲買人から出させる。

落玉は賣落なり買落なりを前の建玉と對照し元帳の建玉を減少して差損益金を算

出して不用になつた證據金を返却する。毎日の賣買は落玉と建玉とを問はず皆銘柄限月毎に一定の値段に引き直し、此値段で賣買したものととして計算する此値段を帳入値段と云つてゐる。

以上が計算整理の大綱であるが此順序を具体的に示すと、

- 一、場帳の整理
- 二、帳入値段の決定
- 三、帳入差金の計算
- 四、建落の決定（員數）
- 五、手数料の計算
- 六、銘柄限月別建落玉一覽表（仕出表）の作成
- 七、賣買本證據金の徴收
- 八、建玉の元帳へ登録

定期取引

の集計したものご一致する、これが其銘柄限月の賣買出来高になるのだ、(場帳が二枚以上に亘るときは、此集計の總計が出来高となる) 集計は左の下方にある小計欄に記入する。帳入値段が決定すれば其値段と場帳の右欄上部にある約定値段との差を算出し、賣方より見て益(出)、損(入)であるかを決定して下部の帳入差金額に十株に對する差金を記入す。

帳入差金が賣方から見ても益であるときと云ふのは、即ち帳入直段が約定直段より低い時である、だから高い約定直段を低い帳入直段に引き直されるを賣方にさつては其差だけ損になるから取引所は其差金を買方から取つて賣方に交付する、即ち取引所からは買方から取つて賣方の手へ出てゆく金であるから、出さるのである。賣方の損(入)の場合は此反對である。

二、帳入値段の決定

前場(東京では後場)の立會が済むと直ぐに場内の揭示から帳入値段を算定する。此定め方は、大阪では前場の寄附と大引との値段を平均し、錢位は四捨五入で拾錢

定期取引

位に止め、百圓以上のものは圓位以下四捨五入で圓位止めとする。東京では後場の寄附大引を平均し、七拾四錢未満廿五錢迄は五拾錢、廿四錢以下は切り捨て、七拾五錢以上は圓位に繰り上げるのである。若し寄附又は大引の一方のみであつたときは、大阪でも東京でも、其寄附又は大引の値段を以て、前述の方法で帳入値段を決定する。前場（東京では後場）に寄附も大引も出来なかつたときはどうするかといふに大阪では接續相場の最終値段により、東京では接續相場がないから、前場の寄附大引値段による、大阪で前場に全く賣買がなかつたら、前日後場の寄附大引値段によつて定める、大阪で前日後場（東京では當日前場）に寄附、大引の一方だけしか出来なかつたときは其値段によるのは勿論だが、寄附大引共に出来なかつた時は計算整理の必要はないから、帳入値段を決定する必要もない。此外大阪では前日後場に接續値段だけ出来た場合を想像することが出来るが、其接續は即ち寄附か大引

かの値段になるのであるから實際上此場合は起らないのである。帳入値段が決定すると、場帳の右上部に記入して、帳入差金を算出しておく、別に此帳入値段を一表に纏めて、前々日の取引税課税標準値段と共に印刷に附して各仲買人に交付する。

三、帳入差金の計算

計算整理の仕方は先づ一計算區域（大阪は前日の後場と當日の本場、東京は當日の前場と後場とを合して一計算區域とする）の賣買は其建落に論なく、總て一銘柄一限月毎に一定の値段即ち帳入値段に引き直すのである。此引直す爲めには各個の約定値段との差を買方から取つて賣方に渡すか、賣方から徴收して買方に支拂ふかせなければならぬ。此差金を帳入差金といつてゐるのだ。元來帳入値段を定める目的といふのは、區々に別れてゐる約定値段を一定して、

定期取引

出
入

月 日

差金、手数料勘定表 (丙A)

仲買記號

帳入差金				円
出				
入				円
手数料				円
入				

(差金勘定、手数料勘定の横欄の多きは訂正の必要上なり)

.....(切).....取.....線.....

變するが客へは百圓の賣の儘である。

帳入差金は前にも云つた通り、個々の約定値段を帳入値段に一定して仕舞ふ爲めに、仲買人との間に授受する差金で、取引所から見ると其出入額は常に一致してゐる。そして賣方へ取引所から支拂ふ場合を出とし、買方へ取引所から支拂ふ場合即ち賣方から徴收すべき場合を入としてある。

大阪で此帳入差金を計算する方法を具體的に述べると、帳場の右欄(横出しと云ふ)から各仲買人毎に一枚づつ、の帳入差金勘定表に枚數と差金を拾ひ上げる、一銘柄一限月を全部拾ひ終つたら差金の集計をして、其差引の出か入かを右の方の欄へ記入して、全部をペンで綴ちて、其關係各仲買人の差金の總合計を算出し出入額の一致するのを見て、其一方の金額を甲表(表紙)の下部に記入するのである。後に此表は手数料を計算せられてから、當日賣買の出來た總ての銘柄の分を一所に纏めて綴ち目を離し、仲買人別に分類せられ更に表紙丙を附して其仲買人の出入の總差引を記入して堅く綴ちられる、右方の小片は仲買人へ参考の爲めに交付する。此表紙の帳入差金額は各仲買人別の收支計算表といふ表に、手数料や、仕切差金(損益金)等と共に記入せられて、其出入總計の差引を徴收又は支拂ふのである。

定期取引

四、建落の決定（員數）

帳入差金を計算することによつて、各個の賣買値段が皆帳入値段に統一せられたが、各仲買人に就て其賣なり買なりが、建玉であるか落玉であるかが決まらないと手数料も、證據金も損益金（仕切差金）も取ることが出来なく此後の計算整理に移れないから、次には其建落の決定をする、此方法は帳入差金計算表で帳入差金を計算するとき、場帳から其仲買人の賣買を悉く拾ひ上げてあるから、其買と賣との集計は即ち其仲買人が其銘柄限月に就て當日にした賣買の總計である。此集計を表の下部に赤記しておく、之を各仲買人から出した銘柄限月別の賣買總高届と對照して間違ひがないかを確かめておく。其上で建落決定係（員數係）の手へ廻付せられ、係員は前日の建玉の殘存數を銘柄限月別に別紙に記入してある員數表といふ短冊形の表と仲買人から提供株、兩建、等の特別の申出をする指定届とを參照して

カ株五月限員數表

5 月 2 日				
賣	提 供	仲買記號	兩 建	買
500		1		
		2		300
		3	10	50
10	30	4		
		5		
		6		
		7		160
		8		30
		9		

(るす略省を問中)

		93		
		94		
		95		
		96		
		97		
		98		
		99		
		100		
510	30	計	10	540
		550		

建落を決定する。員數表の内容は左の通である。

員數表の標題の力株とあるのは、鐘淵紡織株の事である、大阪では銘柄を表はすのに符號を用ゐて計算整理をしてゐる、例へばカが鐘紡新株ウが宇治川水電株、井が泉尾土地株、トが當所株、とが東京取引所株を表はすのである、新株は舊株の符號を○で圍み、優先株は□で圍むことにしてある。

員數表は藍、青、赤刷の三種あつて限月毎に色を變へてある。例へば五月限を赤とすれば六月限は青、七月限は藍といふやうにしてある、六月になつて八月限が立つと八月限に赤を使ふのである。

建落決定の仕方は帳入差金勘定表の株數の合計を見て、賣と買との對當數を即日賣買とし、其残りの賣又は買を員數表と照合して建又は落にする。例へば甲仲買人の賣が五十に買が百あると先づ即日賣買を五十とする、残つた買五十を前日の員數表と見合はす、假りに員數表には賣建三十あつたとすると今日の買五十の内三十は買戻に、二十は買建と仕譯けるのである、此仕譯は帳入差金勘定表の下部に下のやうに記入する

賣	50	買	100
賣建	20	買建	20
賣戻	30	買戻	30
即日	50	即日	50

勿論仲買人から提供賣だとか兩建だとかの届出をしてくると、それに従つて仕譯ける、これは面倒だから茲には説明を省いておく。

右の結果を新たな員數表に記入しておく、即ち甲の仲買人であると賣に○、買に二十を記入する、これが當日の殘存建玉數である。若し甲仲買人の前日の殘が賣三十でなく、買三十であつた場合は、前の仕譯は買建20がらとなり、買戻は零となるのだ、新たな員數表には買建八十と記入せられる。

前日殘玉があつて當日に異動なかつた仲買人の分は後に新たな員數表に寫しかへられる。

五、手数料の計算

手数料は取引所収入の唯一の根源で、此収入高の多少で配當に影響し、相場に影響する。手数料は其仲買人から建玉に對して徴收し、落玉に對しては徴收せない、何故建玉にのみ手数料を取るのかは轉賣買戻に對して取引税を免除したのと同様で理由が分らないが、古くから行はれてゐる。建玉であるからとて多くの手数料がかゝるものではなく、賣買擔保の危険があるからとて、必ずしも其保険料といふ意味でもない、併し手数料を二分して落玉にも取るゝすれば計算は便利となる代りに取引所では受渡の分だけは轉賣買戻がないから、それだけ手数料を損するとなる。併し受渡に對しても受渡の手数料として、徴收すれば可いかと思ふ。

手数料を取る時は大阪と東京とで異つてゐる、大阪では建玉となつた日に計算して翌朝に徴收するが、東京では轉賣買戻の翌日に計算して翌々日に徴收する。徴收

する標準となる値段は双方とも元の建玉の帳入値段であるが、東京の方は手續が非常に面倒だ、と云ふのは落ちた日に元の建玉の帳入値段を調べなければならぬのと落玉に對する元の建玉の帳入値段が二つ以上に分れて居り、其一つは百圓以上で他は百圓以下といふやうな場合は、手数料率を異にするから、落玉を區分する面倒がある、大阪は此様な不便はなく、其日の建玉に對して其日の帳入値段で手数料を取るから非常に簡單だ。

手数料の金額は其帳入値段の高下によつて累進してある現行の額は、大正三年九月の取引所法改正後に引き下げられたもので、左の通りである。

一、定期取引 (株式)

一株ノ價格	大阪	東京
拾圓未滿	二八厘	本建 四一厘 現落 二八厘
定期取引		

北濱と兜町

廿五圓未滿	三五
五拾圓未滿	三八
七拾五圓未滿	四〇
百圓未滿	四三
百五拾圓未滿	五三
貳百圓未滿	六一
貳百五拾圓未滿	八七
參百圓未滿	一一二
以上五拾圓ヲ増ス毎ニ増	三〇

二、定期取引 (公債)

國債、地方債、社債、外國債、
外國地方債額面百圓又ハ其相當額ニ付

五圓未滿	五七
百圓未滿	六八
二百圓未滿	七七
三百圓未滿	八九
四百圓未滿	一〇六
五百圓未滿	一二六
六百圓未滿	一四六
七百圓未滿	一七〇
八百圓未滿	二五

五厘

五厘

三、直取引 (株式)

(大阪)

一株實價
百五拾圓未滿 一〇厘

(東京)

一株實價
五十圓未滿 二厘

百五拾圓以上參百五拾圓未滿 二〇
以上百圓未滿ヲ増ス毎ニ増 一〇

百圓未滿 三
百五拾圓未滿 四
二百圓未滿 五
二百五十圓未滿 六
參百圓未滿 七
以上五拾圓ヲ増ス毎ニ増 二

四、直取引 (公債)

(大阪)

國債及地方債 額面百圓ニ付 一〇厘
外國債及同地方債 額面百圓相當ニ付 一〇厘

(東京)

實價 五拾圓未滿 二
同 百圓未滿 二
同 百五拾圓未滿 三
同 二百圓未滿 四
同 貳百五拾圓未滿 五
同 參百圓未滿 六
以上五拾圓ヲ増ス毎ニ 七

社債 額面百圓ニ付 一〇
勸業債券 一通ニ付 一〇

定期取引

三、延取引 (東京は直取引と同じだから省いて大阪のみを示す)

國債及地方債	額面百圓ニ付	二錢
株式及社債	一株又ハ額面百圓ニ付	
實價	廿五圓未滿	四錢
	同 七拾五圓未滿	五錢
	同 百圓未滿	六錢
	同 百五拾圓未滿	八錢
	同 貳百圓未滿	拾貳錢
	同 貳百五拾圓未滿	拾六錢
	以上五拾圓増毎ニ増	四錢

(東京の定期手数料に現落とあるのは即日賣買の事で、本建といふのは即日以外の建玉である、現落は其日に建つて直ぐに落ちたのだから、取引所は擔保の責任もなく又其手数料が幾分か省けるといふので本建の手数料よりは安くしてある、大阪でも大正四年の四月十五日以前は現落即ち即日の手数料は一割五分引であつた) 右に擧げた手数料は取引所が仲買人から其賣買建玉に對して課する取引所手数料であつて、仲買人が客から注文を受けて賣買したに對して受取る委託手数料とは全

く關係がない、大正三年九月の取引所法改正前には取引所手数料と仲買口錢との合計を仲買人が委託者より受取るべき手数料としてゐたから、取引所手数料は委託手数料の一部分と見做すべきものであつた、それが従來取引所で負擔してゐた取引所税が大部分取引税となつて仲買人の直接義務に移つてから、仲買口錢は即ち委託手数料となり、仲買人は更に取引所手数料と取引税とを負擔することとなつて、委託手数料と、取引所手数料とは全然區別がついたのだ。東京では未だに取引所手数料と委託手数料とを關聯させてゐるが、之れは事實上衝突を起す場合がある、例へば甲の客と乙の客との賣と買を市場で賣買すると即日仕切で手数料は現落の分を支拂ふが、それだと云つて客から現落の分で取るには出来ない、何となれば甲も乙も現落ちではないからである、又手数料も兩方から取るが取引所へは一方だけで済む、其代り此甲乙が受渡をするとなると、更に仲買人は兩建をせなければならぬから、

北濱と兜町

結局手数料一度分は損となる、又客から取る手数料の標準は約定値段であるが、取引所へ納める手数料は帳入値段を標準としてゐるから約定値段が九十九圓で帳入値段が百圓の場合などは率が違つて規定の口銭を得られない。斯様に事實上諸種の點に於て違つてくるから、全然別個のものとする方が理窟に合ふやうに思はれる。

今現行の定期株式の委託手数料を示すと左の通である。

一株の價格		大阪		東京	
拾圓未満	一〇〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一七〇圓	一二〇圓
廿五圓未満	一五〇圓	一五〇圓	一七〇圓	二二〇圓	一七〇圓
五拾圓未満	二〇〇圓	二〇〇圓	二二〇圓	二六〇圓	二二〇圓
七拾五圓未満	二四〇圓	二四〇圓	二六〇圓	三五〇圓	二六〇圓
百圓未満	三〇五圓	三〇五圓	三五〇圓	四五〇圓	三五〇圓
百五拾圓未満	四二〇圓	四二〇圓	四五〇圓	五六〇圓	四五〇圓
貳百圓未満	五三〇圓	五三〇圓	五六〇圓	七〇〇圓	五六〇圓
貳百五拾圓未満	七三〇圓	七三〇圓	七〇〇圓		七〇〇圓

參百圓未満	八九〇圓	八五〇圓
四百圓未満	一、〇七〇圓	以上五拾圓ヲ増ス毎ニ増
五百圓未満	一、二五〇圓	一五〇圓
以上百圓毎ニ増	二五〇圓	

仲買人が客から委託手数料を取る時期は一定してはないが普通は落ちた時に元の建玉の約定値段で計算して取る、だから大阪では仲買人が委託手数料を受取らない前に取引所へ手数料を納めてゐる。

大阪の取引所で毎日手数料を取る計算手續を述べて見ると、員數係で建落を決定して記入済となつた差金手数料勘定表で其建玉の枚數に手数料の率を乗じて、左方の手数料欄の左手(本建手数料の略)入に記入し、即日賣買の一方に手数料率を乗じて、左方の手数料欄の即手(即日手数料の略)入に記入し各仲買人の合計即ち一銘柄一限月の總建株數と其手数料とを孰れも本建と即日に分ちて集計し表紙(甲表)に記

定期取引

入しておく、之を検査係が一應内容の検査をした上誤なければ、銘柄限月別に綴じてある差金手数料勘定表(乙)を分離して、仲買人別に集める(銘柄限月は種々混合することとなる)之に表紙(丙)を附して一仲買人の當日賣買した各銘柄限月に對する手数料の合計差と帳入差金の合計差とを算出して記入する、結局仲買人とは此表紙(丙)の金額を授受すれば、帳入差金と手数料との勘定は終るのである、銘柄限月別の表紙(甲)は手数料日計表と對照して誤の有無を検査する。表紙(丙)の帳入差金と手数料とは仲買人收支計算表に記入せられるのは百十三頁に述べた通りである。

六、銘柄限月別建落株一覽表(仕出表)の作成

差金手数料勘定表で手数料の計算をすると同時に、其建株と落株との銘柄限月別の一覽表を作る。これは建株と落株との整理に必要であるからである。元來差金手数料勘定表では各仲買人が別紙になつて居るから一々繰り返へす面倒があるのみ

建規新ハ
兩符號ノ
▲未入ノ
建
墨書ハ
買戻
株提供
置據

本表作成方印

賣			買			同 数 両 建	
記號	印 枚 數	印 摘 要	記號	印 枚 數	印 摘 要	記號	賣 買
1	5		2	120		3	30 30
4	80		3	10	▲		
5	20	提				2	20 20
			2	10	▲		50 50
6	40		8	20	提 4.20		
	190		9	30			
				190			
						即日賣買合計	
						賣	買
						80	30

出来高 270 枚

既 入	未 入	計	
建	340	30	370
落	14	30	170
計	480	60	540

新規賣	既未		
新規買	既未		
轉賣戻	未入		
轉買戻	既入		

*記號枚數ノ墨書ハ新規建
朱書ハ轉賣買戻 ▲ハ兩
建 提ハ正株提供ノ符號
即日賣買(證據金未入)ノ
一方ハ新規建

本表作成方
附 上 及 仕 切 方
全 上 檢 査 方 律

代價	2	2	8	0	0
----	---	---	---	---	---

入本證 2,600 円
出本證 , 800 円

することとなる) 之に表紙(丙)を附して一仲買人の當日賣買した各銘柄限月に對する
手數料の合計差と帳入差金の合計差とを算出して記入する、結局仲買人とは此表紙
(丙)の金額を授受すれば、帳入差金と手數料との勘定は終るのである、銘柄限月別
の表紙(甲)は手數料日計表と對照して誤の有無を檢査する。表紙(丙)の帳入差金と
手數料とは仲買人收支計算表に記入せられるのは百十三頁に述べた通りである。

六、銘柄限月別建落株一覽表(仕出表)の作成

差金手數料勘定表で手數料の計算をすると同時に、其建株と落株との銘柄限月
別の一覽表を作る。これは建株と落株との整理に必要であるからである。元來差金
手數料勘定表では各仲買人が別紙になつて居るから一々繰り返す面倒があるのみ

ならず、一方で其差金なり手数料なりの検査をすることが出来ないから、其表から建落、即日を一枚の表に寫しとつて、勘定表の方は検査係の手に渡して検査をするのが便利であるのだ、此一覽表を仕出表と云つて居る、雛形は別に示す通りである。

記載の仕方は差金手数料勘定表の右下の員数係が仕譯けた建落等の枚数を其儘賣建ならば左端の賣の欄に黒記し、轉賣ならば同じく賣の欄に朱記し、買建ならば其次の買の欄に黒記し、買戻ならば同欄に朱記する、同數兩建ならば右端の同數兩建欄に記入する、(兩建ならば黒記、兩建落ならば朱記す)、即日賣買は各仲買人の合計だけを右下の欄に記入し、各欄の合計を下部の餘白に記入する。各欄とも建は建だけ落は落だけを纏めて、建から記入する、故に初めは黒記ばかりで、其下に朱記がかたまつてあることとなる。賣欄の黒記と朱記との合計即ち賣建と轉賣との合計は買欄の合計と一致し、各欄の賣の合計と買の合計とは双方とも出來高に一致する

定期取引

七、賣買本證據金の徴收

取引所は仲買人の賣買に就ては其相手方に對して保證人の地位に立つて居るから其仲買人が賣買の違約をせぬやうに注意をし、保證金を差入れさす、此保證金を賣買證據金と云つて本證、追證、増證の三種があることは既に第七節で述べたが、此三種の證據金の内で本證據金は仲買人が賣買をしてそれが建玉となつたら、賣であらうが買であらうが、相場が有利であらうが不利であらうが遠慮なく徴收し、其玉が落ちたときは直ぐに返却する（同數兩建と即日賣買とは免除する）それで毎日毎出入の計算をする。この計算は仕出表で各仲買人の建株數に一株の本證據金額を乗じて左のやうな本證徴收計算表に書き込み、落株數（朱記）に對して本證據金額を乗じた積を本證支拂計算表（徴收計算表）と同様式ニシテ刷色ヲ異ニスに記入して全部の銘柄限月の記入を終つた處で合計を出し、支拂と徴收との差引額を

仲買人記號	鐘紡株	東新株	當所株	何々株	五月限合計
1	500	1 000			1.500
2	1.300		1 500		2.800
3		200	100		300
4	800	100	500		1.400
5		200			200
6			100		100
7		500			500
8		600			600
9					
10					
計	* 2.600	2.600	2.200		7.400

本證據金徴收計算表

年月日購入 月日受拂

本證據額を一株拾圓とす
 * 前頁の仕出表の下部入本證と合致す
 同じく本證據金支拂計算表（同様式）の鐘紡の計欄の金額は前頁の仕出表の下部出本證の金額と一致す。

授受する。但し本證據金は殆ど代用證券で差入れてあるから帳簿上で支拂又は徴收する、餘りは豫託證據金となるのである。此徴收支拂が正當であるや否やを檢査する爲めに仕出表の下部に其銘柄限月の賣買中で本證を徴收すべき分に一株の本證金額を乗じた積を本證に記入し、本證を返却すべき分の積を本證に記入し後に本證徴收計算表及び同支拂計算表の其銘柄限月の計に對照する。

八、建株の元帳へ登録（附上げ）

建玉には普通建、賣買兩建、提供賣建の三種がある。普通建の内には賣建と買建との二種があり、兩建の内にも有證兩建と無證兩建（大阪は無證兩建ばかりだ）との二種がある。建玉といふのも落玉といふのも、其仲買人の個人關係で、形は同じく賣と買とである。それが其仲買人が以前に賣建か買建かが有ると無いとで建玉となり又は轉賣買戻となるのである。

一、普通建

といふのは賣買兩建、提供賣建以外の建玉である。賣買の大部分は此普通建になる。それが賣であると賣建、買であると買建と云ふのだ。

二、賣買兩建

は畧して單に兩建とも云つてゐる。之れは同銘柄同限月の普通建と賣建と買建とが両方とも生きてゐるのをいふので、通例ならば小口落しか、利益落しかで相殺せられて落ちて仕舞ふ筈のものである。それが仲買人の申出がある爲めに落とさずに建て、おくのである。

此兩建の範圍が曖昧で取引所に入出してゐる人の中にも廣い意味にとる人と、狭い意味にとる人がある。最も廣い意味といふのは、左の八つの場合を含んでゐるので、狭い意味の兩建といふのは最後の子の場合だけである。

- イ、異銘柄、異限月、異株數の賣と買（例甲株三月限賣三十株、乙株四月限賣五十株）
- ロ、異銘柄、異限月、同株數の賣と買（例甲株三月限賣三十株、乙株四月限賣三十株）
- ハ、異銘柄、同限月、異株數の賣と買（例甲株三月限賣三十株、乙株三月限賣二十株）

定期取引

- 二、異銘柄、同限月、同株数の賣と買 (例甲株三月限賣三十株、乙株三月限賣三十株)
- ホ、同銘柄、異限月、異株数の賣と買 (例甲株三月限賣三十株、甲株四月限賣二十株)
- ヘ、同銘柄、異限月、同株数の賣と買 (例甲株三月限賣三十株、甲株四月限賣三十株)
- ト、同銘柄、同限月、異株数の賣と買 (例甲株三月限賣三十株、甲株三月限賣二十株)
- チ、同銘柄、同限月、同株数の賣と買 (例甲株三月限賣三十株、甲株三月限賣三十株)

廣い意味の場合では殆ど賣と買に建玉があつた場合の總てを指してゐるから、普通建との區別が何にもならない。又實際に兩建として普通建と區別して特別の取扱をする必要がない、で取引所では狭い意味に解してゐる。尤もトの場合には其對當株數だけを兩建として、残つた一方の建株は普通建としてゐる。だから兩建といふのは結局チの場合だけになつて仕舞ふ。チの場合の兩建は取引所では證據金を取らない。併し賣と買との帳入値段が違つた場合は後の方の帳入値段を標準として差金を受拂して後の値段に一定する。(客と仲買人の間では此差金を受拂して後の値段

に引き直すことをせないから、自然トの場合をも其儘兩建とする) 同日の賣と買とを兩建とするときは其約定値段は違つてゐても帳入値段が一つだから引直しをせない。約定値段の差は帳入差金として計算せられることは前に云つた通りである。

取引所の營業細則で見ると兩建の意味は極めて廣いやうに取れる、即ち大阪と東京との株式取引所の營業細則第十九條には

「同銘柄同限月同價格ハ異價格の場合ハ後の値段を標準として差金を計算授受シ」ノ賣買兩建玉ニ對シテハ其對當數量ニ付賣買證據金ヲ徵收セス」

この意味が規定してある。これで見ると異銘柄異限月異株数の賣買兩建といふものがあるやうに解せられる。併し此同銘柄云々の字句は賣買兩建の説明的の字句である取引所では云つてゐる。

東京では右の證據金を徵收せない兩建の外に、有證兩建といつて、異價格の場合に値段を引き直して一定させずに、其儘で建て、おき其代り證據金を徵收するのがある、これは賣と買とが客が違つてゐる値段が異つてゐるときなどで、仲買人が客の賣買を取引所に是非残しておきたいと云ふ場合に起るのであるが、手數がかかるばかりで結局何にも効能がない、といふのは客の賣と買と取引所に残つた賣とは多くの場合値段が全く違つてゐるからだ。大阪では此様な有證兩建といふ面倒なことをせない。全部無證兩建である。計

算整理上の便のみから云へば大阪のは一歩進んでゐる。若し客の委託と取引所の賣買とを一致させておく必要があるならば、帳入値段を定めて帳入する現在の方法を根本的に改めるか、客と仲買人との間の計算を取引所と仲買人との計算に一致させるかが先決問題である。これが両方とも困難だとすれば、區々たる枝葉だけを一致させやうとしたつて一致のさせやうが無い。既に一致のさせやうが無いとすれば、計算整理に出来るだけ便利な方法を探るのが賢い仕方ではあるまいか。

三、提供賣建

といふのは賣方の仲買人が其賣つた株券に賣渡の委任状を添へて取引所に預け入れた場合をいふのである。此場合には取引所は提供證券の預り證を渡す、提供賣建を買戻した場合には此預り證と引換でない、證券を返却せぬ、又其期月内は買戻をした場合の外、他の代用證券や現金と引換へて貰ふことは出来ない。提供した株券の株主がお客であつたときは、其お客の賣委託證明書といふ書類を添へ、又其提供賣を買戻した場合にはお客の買戻委託證明書を差出さなければならぬ。株券が仲買人の名義であつたときは斯様な證明書は要らない。

提供賣建の効能は、本證據金や追證據金などが要らないことである。で株券を持つてゐる銀行や資産家などが、算盤を弾いて配當と利廻はりなどの計算をして相場の高い時に賣つて提供する。一時株券を取引所へ預け入れるだけで、相場が下れば買戻して利益を得るし、上れば期日に代金を受取つて、銀行なりへ預けて配當以上の利息を得て、後日相場の下がつたとき再び買ふておけば、其間で儲けられるから近來は利用する者が多くなつた。併し受渡をしたときに取引所から預り証と引換へに支拂ふ金額は受渡値段(納會日の帳入値段を四捨五入して圓位に止めたもの)で勘定したもので、其提供した日の帳入値段と受渡値段との差金は別に他の分の勘定と一處にするから、提供の日の相場より納會の日の相場が高くなつてゐれば、お客は取引所の預り證を握つてゐる限り危険はないが、納會の相場が提供の日より下がつてゐれば、不確かな仲買人にかゝるとお客は飛んだ危険に逢ふ恐がある。例へば

定期取引

帳入値段が百圓の日に十株提供したが、納會には下がつて六拾圓になり、受渡値段も六拾圓になつたとすると、取引所は預り証と引換へに六百圓を支拂ふ。百圓と六拾圓との差の十株に對する四百圓は、仲買人の他の受渡差金の計算と合して仕舞ふから、外に損勘定となるものがあると其方へ埋められて仕舞ふ。で仲買人が不確か
で手元が苦しければ、お客は假令取引所の預り証を握つてゐても、残りの四百圓は直ぐには取れないことになる。

提供證券の性質は、證據金代用であるか、受渡の準備であるかは問題である。取引所では營業細則で證據金代用としてゐる。併し證據金代用とするに當所株の提供は商法第百五十一條の會社は自己の株式を買ひ又は買にかゝることが出来ないといふ規定に差支へてくる。それで當株だけは證據金の代用でなく受渡の準備でもないものになつてゐる。又證據金代用であるとするに、後日に證據金に現金なり又は他の代用證券を差入れて提供證券を返却してもらふことが出来る筈であるが、取引所では之を許さない。これは受渡の準備と見てゐるからであるらしい。併し受渡の準備とするに買戻を許すことが矛盾してくる。結局提供證

券の性質は證據金代用とも受渡の準備とも見られるので至極曖昧である

提供は前日の賣建に對しても出来るのか、云ひ換へると前日一旦普通賣建として元帳に記入せられたものを、後日に提供賣建に改めることが出来るかといふに、大阪では整理の面倒なためか之を拒絶してゐるが、東京では認めてゐる、それで東京では前日の普通賣建を提供賣建に改めて、それ迄に取つてあつた、本證據金なり追證據金なりを悉く返却する。大阪では其帳入の日に提供の届出をせなければ後日になつては提供が出来ないから、仲買人は止むを得ず後日にバイカイをして、其買で前日の賣建を落とし、其賣の方を提供とする届出をする。それだけ手数料を一度分多く支拂ふことになるから取引所の懐は都合のよいことになる。
建玉を元帳へ登録する手續は至極簡單で、普通建、兩建、提供賣建を悉く銘柄限月毎に記載してある建落株一覽表(仕出表)を見て、黒記してある分(即ち建玉)

力株五月限賣買兩建元帳

力株
(仲買人
番號)

月	日	帳入直段	兩建株數	建落内譯		落株數	差引兩 建殘株	檢 印	摘 要		
				記號	株數						
5	1	120	50	同	20		50				
				同	30						
	3			同	10					20	30
	4			同	10					30	0
5	2	115	20	同			20				
				同							
	4			同						20	
				同							
				同							
				同							
				同							
				同							

兩建とした場合で、不足の賣三十は前日に普通賣建をしてある内の三十を賣方元帳から引き抜いて補充したもので、若し前に普通賣がなかつたならば、此兩建は二十しか出来ない。内譯欄は此事を示してゐるのだ。五月二日の分は同日に百五拾圓で賣二十と買二十をして兩建とした場合で、四日は賣五十、買五十を賣買して残つた兩建全部を落とした場合で、孰れも最も簡單な場合である。三日は賣十、買二十を賣買して兩建の二十を落とした場合で兩建の内の買十株だけは残ることとなるから、兩建元帳を離れて普通買建の元帳なる買方元帳へ往つたのだ。内譯欄で此事がわかる。

建玉の整理で面倒なのは兩建及其一方の轉賣買戻で、當日の賣と買との同數を兩建とすることは、其儘兩建元帳に記入する。東京では賣方元帳と買方元帳との兩方に記入して無証の印を捺しておく。大阪では兩建は皆無証だから、全く普通建

定期取引

から引き離して別に賣買兩建元帳といふのに記入する。此場合の賣と買とは約定した値段が異つてゐても、當日の帳入値段に引き直されるから、常に同値段になる筈だ。處が賣と買とが日が違つてゐて兩建とする必要生じた場合は仲買人は取引所へ其旨を届出でる。すると、其帳入値段の差額を受拂して同値段として、前のやうに賣買兩建元帳（東京では賣方元帳、買方元帳の兩方に）に記入する。此兩建には証據金をとらない（無証兩建）東京では尙仲買人の請求で差金を授受せず値段を其儘で兩建とすることがある、其代り證據金を徴收する。何のことはない普通賣建と普通買建とがあるやうなものである。之を有証兩建と云つてゐる。大阪では此兩建をせない。全部無証兩建である。例へば前日に帳入値段百三十圓で十枚の普通賣建があつて、本日百廿圓（帳入値段）で十枚の買をして兩建とする申出をすると、賣方元帳にある百三十圓の賣を買戻の形式によつて落として、仕切差金百圓を仲買

人に渡し、兩建元帳へ百廿圓で兩建十枚を記入しておく。百廿七頁の仕出表の内
の三番の仲買人（黒記▲印附）のがそれである。（一五〇頁仕切勘定表参照）即ち帳
入値段を後日の分に引直はして普通建の元帳から兩建の元帳へ移す爲めに普通建を
仕切る、形は建でありながら實は轉賣買戻の手續と同様になる。そして兩建元帳へ
記入する。（東京では兩建元帳を使つてゐないから、後日の分が賣であつたら賣方
元帳に、後日の分が買であつたら買方元帳に記入して「無証」とか「有証」とかの印を
捺して兩建であることを示しておく）

此反對に兩建の片落し即ち前日兩建十株あつて本日賣十株を商ひして、兩建の内
の買だけを落とすといふやうな場合は兩建元帳から十株を減じて賣方元帳へ十株を
建てる。此時残つた兩建の賣の値段と日付とは轉賣の日の値段と日付に直して仕舞
ふ（東京は此様な手續はしない）、だから約定した時の賣買とは全く縁の遠いものに

なる、併し終局の計算には尠しも影響はない。

此大阪流の兩建整理方法は客の委託によるものであつたときには、其賣買とは値段なり日付なりで縁が切れて仕舞ふが仲買人と取引所の間の整理方法としては極めて巧妙に出来てある。客の賣買と取引所に残つてある玉との縁の切れて仕舞ふとの可否は別問題だが、既に帳入値段に引直すによつて、第一に客の玉との縁は切れて仕舞ふとから見れば、餘り此整理方法だけを答めるとは出来まい。要は客は仲買人を信用して委託すべきものであるから、信用の不確かな仲買人には委託をせないのがよいのである。又自分の委託した玉は其儘で取引所に建てられてあると思ふのは誤りである。結局客から見れば自分の玉が取引所で建つてあらうがなからうが頓着するに及ばぬ、唯其仲買人が利益金を確實に支拂つて呉れ、證據金を間違なく返却してくれる者であらばよいのである。最後に以上に説明した兩建となす場合と大阪

での整理方法とを一括して述べておく。

- 一、當日同数の賣と買とを兩建とする場合
- 二、當日同数の賣と買とを以て前日の兩建の轉賣買戻とする場合
此二つの場合は賣買兩建元帳に記入し(一)、又は既に其兩建元帳に記入せられてある兩建玉を記載順に減少する(二)、のみだ、故に普通建元帳(買方元帳、賣方元帳)には毫も影響せない。
- 三、當日の賣(又は買)と前日の買(又は賣)とを兩建とする場合
前日の買(又は賣)は普通建元帳に記載せられてある筈だから、之を當日の賣(又は買)で仕切つて差金を出して受拂をする、これで前日の買(又は賣)が當日の値段に引き直されたから賣も買も同値段となつた、これを兩建元帳に當日の帳入値段で建玉の記入をしておく。
- 四、前日の兩建の一方を當日の賣(又は買)にて落さす場合
此場合前日の兩建は五拾圓で當日の帳入値段は六拾圓であるとする、當日の賣(又は買)を六拾圓で普通建元帳に建玉として記入し、兩建元帳の兩建玉双方を記載順に減少する、本来ならば、前日の五拾圓の兩建の買(又は賣)と當日の六拾圓の賣(又は買)とを仕切つて差金の拾圓を拂ひ、普通建元帳へ前日の五拾圓の賣を記載し、それに追證がかつてある場合には直ぐに其追證を徴收するのであるが、其追證

定期取引

や差金算出の面倒を省いて五拾圓の賣を當日の帳入値段の六拾圓に引き直して仕切差金の拾圓を支拂ふことを止めることとする。其日の建玉と値段が同一になるから其日迄の追証は徴収する必要がなくなる。そして最終の結果は同一で手数は省ける。此點に着目したのが大阪流の整理方法である。(此方法は營業細則の規定に抵觸するやうに思はれる)東京では兩建は建落とも皆仲買人の指定を待つて其指圖通りにする。

九、落玉(轉賣買戻)の整理 (仕切)

轉賣(賣落)と買戻(買落)とは、株式組織即ち賣買を保險してゐる取引所の定期取引に限つて行はれる方法で、會員組織即ち賣買の保險をしない取引所の定期取引や又株式組織の取引所でも延取引、直取引には行ふことが出来ない。

轉賣といふのは以前に買ふておいた株を賣り放して、其値段の差額即ち損益金を受拂して、賣買の關係から離れて仕舞ふのを云ひ買戻といふのは以前に賣つた株を再び買ひ取つて其値段の差額即ち損益金を受拂して賣買關係から離れて仕舞ふのを

云ふのである。轉賣又は買戻の事を市場では「落とす」又は「手仕舞ふ」と云ひ、轉賣買戻の玉を落ち又は落玉と云つてゐる。

落玉の整理即ち仕切は取引所によつて大同小異であるが、先づ當日の賣と買との對等數を落して仕舞ふのは孰れも一致してゐる之を即日仕切といふ。例へば甲仲買人の本日(本日)の賣が三十に買が廿あつたとすると、此廿株は即日仕切として落し更に残りの賣十株を前日の買建の轉賣とする、前日に買建がなければ新規賣建とするのである。其賣の三十が乙客なので、買の廿が丙客なのであらうが頓着はない、併し仲買人から兩建にして呉れと特別の届出があれば、それだけは即日仕切を行はない。元來即日仕切は賣と買との孰れの方が建で、孰れが落であるか判然せず、買建に對する轉賣か、賣建に對する買戻か分らない。それで仲買人が一人だけで十株の賣と買とを同時にして、他に賣買者がなかつたときは、轉賣だか買戻だか分らないから大阪

では両建にするか、更に十株を増して廿株の賣買に改めさせることにしてゐる。
即日仕切とした残りの賣買孰れかの一方は更に前に反對の建株の有無によつて建
となり又は落となる事は前にも云つた通りであるが、前に反對の建株があるとき、
例へば當日に即日仕切の残りが買十株であつて前に左のやうな建株があるとすると

一	日	百圓	十株	賣
二	日	百圓	二十株	賣
三	日	百貳圓	三十株	賣

合計六十株の賣建の内、何の十株を落とすかといふに、東京では賣の内最も高
い値段のもの即ち三日の三十株の内十株を落とし、大阪は普通建の元帳に記載せ
られてある順即ち此場合は一日の十株を落とすのである。若し當日の残りが賣であ
つて、前日の建株が買であつたときは東京では値段の最も安いものを落とすが、大
阪は矢張り一日の分を落とすのである。だから、東京では仲買人の利益といふことを

主眼とし、大阪は帳簿の整理といふことを主眼としてゐると云へる、それで東京の
を『利益落し』大阪のを『小口落し』と云ふ、近頃小口落方法に是非の論を聞くことが
あるが攻撃の眼目點となつてゐる『委託者の建玉が取引所で縁が切れて建つてない
こと』から云へば、どちらも全様で優劣があるものではない。勿論東京でも大阪で
も仲買人から特別の届出があればそれを尊重して、即日仕切なり、利益落、小口落
の方法によらないのである。利益落だの小口落だのは仲買人が此等の届出を怠つた
場合の救済方法である、この事は次に述べる。

以前は東京でも大阪でも賣買の處理は總て指定であつた。即ち落とすべき前日の建株を仲買人から一々日
附と株數を指圖して、取引所では此指圖によつて整理してゐたのだ。元來取引所での賣と買とは甲の客
の分も乙の客の分も自己の分も混じてゐるのであるから、之が轉賣買戻をするのにも仲買人から一々其落と
すべき建玉を指定して仕切らせるのが最もよいことは云ふ迄もない。それでないさ甲客の賣建を乙客の買戻
で落したりすることになる。取引所も仲買人も簡便に、しかも大した差支なく行へば此「指圖」による整理

方法」即ち指定落を歓迎したに相違ない。然るに實際賣買取引が増し、銘柄も殖は客の數も多くなつてくる。取引所で計算整理にかゝる迄に仲買人から指圖が出て來ない。と云つて取引所が全部の仲買人の指圖が出揃ふ迄待つてゐれば計算が遅れて當日に出來ない恐がある。それだからと云つて計算整理をせずに置けば翌日の立會に差支へる。其上指定であるから前日の建株が落ちてゐるのに一ヶ月も前の建株が一口口だけ残つて元帳の數目も前に記入せられてある爲め見落したりして整理を甚しく遅くらせる。此困難は客が不在であつたとかで仲買人に何れも指圖をせなかつた場合などには仲買人と客との間にも生ずる、一方取引所法では仲買人は客の委託によるものと否かを問はず取引所でした賣買に對しては全責任を負はせられ、取引所は賣買者即ち仲買人に對して賣買の保險をせなければならぬ結果、仲買人の賣買は總て仲買人自身の賣買と看做すやうになり、客も一々仲買人に指圖するのは面倒だから勸定さへ間違なくば其他の事は仲買人に一任して置くといふ風になり、結局仲買人に於ても客の指定の有無に拘はらず取引所で殘存してある建株の最も古い分又は最も高い賣、安い買から落として仕舞ふのを便利とするやうになり、そのやうに指定してくるから指定は指定でも事實小口落又は利益落となるやうに指定する。之れが日清戦後日露戦争前の有様である。日露戦後證券の増加、投機熱の勃興で賣買高が空前の巨額に上つたから益々指定が困難になり、計算整理の遅延となつて大阪では到頭三十九年の十月取引所と仲買人と協議の上、十一月一日から其日の賣と買とは同數

だけ即日仕切とし、残りの玉で特に指定のない分は小口落しにより計算整理することになつた。

即日仕切は米相場の現場取引に胚胎して、取引所の創立當時から行はれてゐたものらしい。と云ふのは昔から即日仕切は手數料が輕減せられてあるから仲買人ととつては利益であるからである。即日仕切に對して其以外の普通建と兩建とを本建と云つて手數料が高い。尤も大阪では大正三年四月十五日から、即日と本建との手數料を同一にしたが、東京では依然區別してゐる。大阪でも改正前は即日と本建の一割五分減となつてゐたものだ、故に仲買人にとつては即日仕切とすれば手數料が安くなり客からは本建の手數料で徴收するから、差額だけは利益となる。既に即日仕切が行はれるとすれば其賣と買とは異つた客の委託によるものかも知れない。從つて仲買人と客との關係では賣買双方とも建玉であつて、取引所では一方が他の落玉となつて相殺せられてある。だから客の建株が取引所で落ちて仕舞ふからといふ理

由で小口落利益落を非難する者は、先づ即日仕切を攻撃せなければならぬ筈である。併し即日仕切を絶対に不可ないとする、取引所の計算整理は到底困難である。現に即日仕切なり小口落なりを行つてゐる今日でも動もすると賣買高の激増で臨時休會をやらなければならぬ有様ではないか。

大阪で落玉を整理してゐる方法を述べると、第二百二十七頁の仕出表（銘柄限月別建落玉一覽表）から銘柄限月別になつてゐる仕切勘定表に轉賣、買戻の順に仲買人の番號と株數とを轉寫して、轉賣の分は賣代金欄に、買戻の分は買代金欄に、株數と當日の帳入値段との積を朱記し、其上で銘柄限月毎に別冊になつてゐる普通建元帳の仲買人の口坐を検して、記入の古い分（即ち日付の遠い分）から建株數を落ちただけ減少して、同時に其建つた日の帳入値段と株數との積を仕切勘定表に黒記する。（其元の建玉が賣ならば賣代金の欄に、買ならば買代金の欄に記入する）そ

計算方印
検査方印
取渡方印

5月1日仕切勘定表

力株 五月限 @ 120

仲買人	検印	枚數	差引		摘要
			出方	入方	
			4800	7290	
6		40	4800	4760	
3		▲10	1180	1200	20
8		20	2360	2400	40
9		30	3570	3600	30
合計		100	11910	11960	50

* 横体字の合計にして計算検査の便に供す
▲ 三番の仲買人は本日の買を以て前日の賣と對せしめて兩建とするものなるが故に普通賣建を仕切の形式によりて本日の帳入値段に引き直すなり、他の落玉と區別する爲め朱記す（横体字ハ朱記）

一般に取渡表の出方を仲買人の益、入方を損として仕舞ひ、取引所の定款なり營業細則なりでも賣買差損金といふ文字を使つてあるが、實際は必ずしも出入を直ちに益損と解釋するを誤を生ずる。早い話が或仲買が九拾圓で或株を買ふたが其日の帳入値段は百拾圓で帳入差金貳拾圓を受取つた。次の日に百圓で轉賣したが其日の帳入値段は百圓であつたとするに、此仲買人の仕切勘定では百拾圓買の百圓賣差引拾圓の入即ち損となつてゐるやうであるが、實際賣買では九拾圓で買ふて百圓で賣つたのだから、却て拾圓の益になる、即ち此際は取引所へ差入るべき仕切差金はあるが賣買差損金はないのである。結局取引所では全部計算差金であつて賣買差損益金といふべきものはない。

轉賣買戻で即日仕切と小口落又は利益落の例外となるものは、(一)提供賣建の買戻、(二)兩建の轉賣買戻、(三)値合抜きの三つで孰れも仲買人の届出が必要だ。

提供賣建と云ふのは前に述べた通り、賣つた證券を取引所へ差入れて證據金の免除をして貰ふもので、普通の賣建とは別のものになつてゐるから、此買戻も仲買人から其提供の日附と株數とを届出でて初めて買戻の手續をする、此届出がなければ

普通の買と見て以前に普通賣建があればそれを落とし、なければ買建とするのである。(提供には買建と轉賣とのないのは明白だ)

兩建の買戻も當日に同數の賣と買をして前の兩建を落とす場合に、届出がないと即日仕切にして仕舞ふ。前日の普通建と當日の反對の賣買とを兩建とする場合などは届出がないと轉賣か買戻として仕切られる。

値合抜きといふのは、例へば前日に普通買建五十あるとする、相場は騰貴して多大の利益勘定となるが、尙ほ騰貴の見込はあるから、買建は其儘にして一ト先づ利益金だけを手に入れたいと云ふやうな場合に、五十の賣と買をして其賣で前日の買建を落として差益金を受取り残つた買を新たに建玉として此上の昂騰を利せやうといふのだ。即ち當日の賣買の一方が新規の建で他方が前の普通建の落玉となるものである。これも仲買人からの届出がなければ即日仕切として仕舞ふのである。

前にも述べた通り指定落も利益落も小口落も皆轉賣買戻即ち落玉の整理方法であつて、轉賣又は買戻せらるべき元の建玉の定め方如何によつて區別があるのみである。

指定落しと云ふのは毎日の賣買に就て、其賣買をした仲買人から、何株は建で何株は落、且つ其落とすべき元建は何月何日の分だと届出をして、その届によつて取引所で整理する方法で、客と仲買人との關係を取引所と仲買人との關係に出来るだけ一致させる、云ひ換へると客の建玉は必ず取引所に建つてあるといふ點では最も理想的である。併し計算整理に手数が要つて迅速に終らない缺點がある。その上、建落の指定権は仲買人にあるのだから、客との關係と取引所との關係とを一致させるか否かは、全く其仲買人の自由だから、實際に一致してゐるか否かは取引所では判らない。又指定落でも繁忙な仲買人は忙がしさに紛れてつい指定を忘れると

があり、或は前に賣つてゐた客の買注文が整ふたとする、それが買戻であるか兩建であるか分らない場合などは、一々客先へ照會してゐては到底整理の間に合はない。それも同市内の客先ならば電話といふ便利もあるが、地方の客になると、照會だけに時日を費やすのみならず、其客が偶々旅行不在中とかである、到底急に埒があかないから整理が出来ない、止むを得ず取引所へ何とも指圖をせず置く。取引所では仲買人から指圖がない爲めに買戻とすることも兩建とすることも出来ない一人の仲買人の爲めに全く整理に手古摺つて仕舞ふ。と云つて整理せずに置く、翌日の立會に差支へてくる、それも賣買高が低い時代であると差支へも少いわけであるが、近年のやうに賣買高が殖わてくると到底指定を俟つて整理するといふことは出来ない。茲で此不便の救済方法として現はれたのが利益落と小口落とである。利益落と小口落とは此様な指定のない場合に取引所で其仲買人が前に反對の建玉

があつたときには必ず其落玉として仕舞ふので、其前の建玉が唯一ト口だけか又は前の數口の建玉全部を落とす場合であると利益落も小口落も同一の結果に終るのであるが、前の建玉が數口に分れ随て値段も數種になり其内の一部だけを落とす場合に仲買人に最も利益になるやうに落とす、即ち損ならば可成軽くし、益ならば可成多くなるやうに落とすのが利益落である、だから、買戻の場合は最も高い賣建を落とす、轉賣の場合は最も安い買建を落とすのである。小口落は前の建玉の値段を見ずに、唯元帳に記載せられてある順に片端から落としてゆく方法で、仲買人の利益を顧みない。

從來小口落は日附の古い建玉から順次に落とす方法だと説いてあるが、實際は帳簿の記入の整理から案出せられたので、帳簿記入の古いものから順に片付けてゆく方法である。「コケチ」と云ふ語が一端といふ意味である、ここから考へても、帳簿の片端から記載順に落としてゆく、説く方が適切である、尤も多くの場合は日付の古いものと記載順とは一致してあるが、兩建の片落しになつた場合には残つた兩建の一方は大

阪では兩建日以後の普通建の次に記帳せられて、日付は一致せないことになるから、日付の古いものから落とすといふのは此場合當てはまらない。

小口落も利益落も客と仲買人との關係を顧みないのは同様である、甲客の賣を乙客の買で落とすこともあり、又偶然甲の賣を甲の買戻で落とすこともある。これが客と仲買人との關係と仲買人と取引所との關係とを一致させなければならぬといふ論者から非難攻撃せられる點である。併し世間多數の論者は小口落のみを非難して利益落も同様の結果を生ずるものであることに心付かないのが多い。又現行の法律では客と仲買人、仲買人と取引所の關係を一致せしめることが出来ないのを閑却してゐるらしい。尤も仲買人の中には客の關係と取引所の關係とを一致させやうと徒らに努力してゐる者のあるのは事實だ。

小口落も利益落も根源は指定落から出てゐて、指定のなかつた場合の便法として

仲買人の利益といふことを重視して案出せられたのが利益落で、單純に計算整理の便利といふことから工風せられたのが小口落である。だから計算整理の便といふ點から考へれば小口落の方が數等優れてゐる。

東京方面の取引所は多く利益落で、大阪方面の取引所は小口落を採用してゐる。小口落を採用してゐる取引所では、小口落の利便を十分發揮させる爲め、一歩進んで仲買人の指定に制限を加へてゐる。即ち

- (一) 轉賣買戻と雖も其落とすべき前建玉の日附を指定させない、必ず元帳に記入してある最古のものを落とさせる、但し提供賣建の買戻だけは前建玉の日附を指定させる。
- (二) 前日の反對建玉と對當させて兩建とする場合にも前建玉の日附を指定することを許さない、必ず賣買元帳記載の最古のものと對させる。
- (三) 同數兩建の一方を落としたときに、残つた建玉の帳入直段と日附を落ちた日の帳入直段と日附とに引直す、即ち結果から見れば落玉を建て、前の兩建を其儘相殺して仕舞ふ。之れは計算整理の便法として

定期取引

巧妙なものであることは前にも述べた通りである。

(四) 同数兩建と普通買建がある場合に兩建の買だけを轉賣することが出来ない。先づ普通買建を落さすか又は普通買建と對當させて兩建とする外はない。これは兩建の買だけを落さすか賣だけが残つて普通買建となり、普通の買建と賣建とが出来て、しかも値段が異つてゐる場合が起るからである。

それで以上のやうな方法を探つてゐる取引所の仲買人は轉賣又は買戻に付て指定をした處がせなかつた處が同一の結果になる。といふのは指定の有無に拘はらず落さるべき建玉は常に最古に記載せられた建玉に確定してゐるからである。(提供賣建の買戻は例外)例へば一日に甲客の賣百株、二日に乙客の賣百株の建玉を取引所に有してゐる仲買人が三日に乙客の買戻百株を買ひ整へた場合に第二日の賣を落さすべきことを取引所に届出でも、取引所は許さない。許せば小口落の便利が根本から崩れるからである。必ず第一日の甲客の分を落とす、即ち何時の場合でも買戻さるべき賣建は甲客の百株に定まつてゐる。若し第三日に至り丙客の買建百株があ

買戻 兩建三十株 帳入直段 (拾貳圓)	○	出廿圓	若し兩建の指定せずば 十株は即日となり残り の拾圓は二日の口客 殺せられ拾圓の出さな
切賣 三十株 提供賣三十株 (拾圓)	出貳拾圓	入四拾圓	届出により十日のり客 の買と相殺す、子客の 分は賣建として値段も 其儘で残る
賣三十株 提供賣三十株 (拾圓)	出七拾圓	出九拾圓	賣直の高きものより仕 切る故十日子客十株、 四客十株、九日自己轉 賣三十株、四日二客の 二十株を仕切る
帳入直段 (拾貳圓)	出參拾圓	入七拾圓	

るべきときは入さし、支拂ふべきときは出さす。帳入値段は
なす、前後一貫せざる如きことあり。